

肉用牛ヘルパー事業解説書

肉用牛経営安定対策補完事業



令和7年10月改訂版

独立行政法人農畜産業振興機構
一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
肉用牛ヘルパー組織強化推進検討委員会

はじめに

肉用牛ヘルパー事業は、平成10年度に創設されてから27年が経過したところです。

この間、我が国の農業をめぐる情勢に種々の変化があった中、肉用牛生産は、我が国農業の基幹部門として地域経済の発展や農山村地域の活性化に重要な役割を果たしてきたところですが、近年、小規模肉用牛農家の経営離脱や担い手の高齢化等により、飼養戸数や飼養頭数の減少が続き、肉用牛生産基盤の脆弱化が危惧される状況にあります。その中で、高齢化等に対処するための支援組織としての肉用牛ヘルパー利用組合の運営体制や取組内容の強化を図ることがより一層求められています。

令和6年度での「肉用牛ヘルパー実態調査」によると、自主分を含めて組合数が167組合、参加の農家数が18,610戸（全国の子取り用雌牛飼養戸数31.8千戸の58.5%に相当）、ヘルパー要員数が3,602人となっており、肉用牛繁殖経営において、肉用牛ヘルパーが果たすべき役割は、生産者の高齢化（令和6年度調査では、平均年齢が概ね64歳）等と相まって、ますます重要となっています。

よって、今後とも持続した肉用牛ヘルパー活動が健全に維持され、真に高齢化等に対処した支援組織としての役割を果たすとともに、組織体制の強化を図るため、今般、肉用牛ヘルパー組織推進検討委員会の委員、農林水産省及び（独）農畜産業振興機構等の協力を得て、「肉用牛ヘルパー事業手引書（平成30年度版）」及び「肉用牛ヘルパー事業解説書（平成30年度版）」を現状に即して見直し、「肉用牛ヘルパー事業解説書」として統合しました。

都道府県、都道府県畜産協会及び肉用牛ヘルパー利用組合等関係団体におかれましては、今回の改訂の趣旨や内容を十分にご理解の上、それぞれの組合の規程等の改正や適正実施に向けたご指導及び周知徹底についてお願いいたします。

令和7年10月

目次

1. 肉用牛ヘルパー利用組合の活動内容と組織の概念.....	1
(1) 肉用牛の範囲と定義.....	1
(2) 肉用牛ヘルパー利用組合の基本的な活動内容.....	1
(3) 肉用牛ヘルパー利用組合運営のための負担金等の徴収.....	2
(4) 肉用牛ヘルパー利用組合の設立に当たっての基本的な考え方.....	2
2. ヘルパー要員の確保と身分・位置づけ.....	6
(1) 補助対象となるヘルパー要員の定義等.....	6
(2) ヘルパー要員の確保.....	6
(3) ヘルパー要員の身分・位置づけ.....	7
3. 肉用牛ヘルパーの種類.....	8
(1) 傷病時等ヘルパー.....	8
① 飼養管理ヘルパー	
② 飼料生産ヘルパー	
③ 家畜輸送ヘルパー	
④ 削蹄ヘルパー	
⑤ 除角ヘルパー	
⑥ 分娩管理ヘルパー	
(2) 高齢者ヘルパー.....	9
(3) 放牧管理ヘルパー.....	9
4. 肉用牛ヘルパー事業における具体的な事業内容、補助対象経費、補助率、関係書類 の整備について.....	10
5. 肉用牛繁殖経営における労働費について.....	12
6. 肉用牛ヘルパー基本料金（補助上限額）の考え方.....	15
7. 肉用牛ヘルパー区分による基本料金の設定.....	17
(1) 飼養管理ヘルパー.....	17
(2) 飼料生産ヘルパー.....	23
(3) 家畜輸送ヘルパー.....	27
(4) 削蹄ヘルパー（削蹄補助ヘルパー）.....	42
(5) 除角ヘルパー.....	44
(6) 分娩管理ヘルパー.....	45
8. 肉用牛ヘルパー料金の徴収方法と支払方法及び関係証拠書類.....	46
9. 各書類の様式例.....	47
(1) 肉用牛ヘルパー利用組合の組織規約（例）.....	48
(2) 肉用牛ヘルパー要員登録契約書（例）.....	51
(3) 肉用牛ヘルパー利用料金表（例）.....	53
(4) 肉用牛ヘルパー利用申込書（例）.....	54
(5) 肉用牛ヘルパー実施報告書（例）.....	55
(6) 肉用牛ヘルパー利用組合の総会と議案書（例）.....	57
(7) リース機械器具等の管理規程（例）.....	60
10. 豪雪地帯及び特別豪雪地帯一覧（令和7年4月1日現在）.....	63

1. 肉用牛ヘルパー利用組合の活動内容と組織の概念

(1) 肉用牛の範囲と定義

ア 肉用牛経営の範囲

肉用牛経営安定対策補完事業のうち肉用牛ヘルパー推進（以下「肉用牛ヘルパー事業」という。）においては、高齢者等の労働負担軽減のため肉用牛経営を営む農家等が協力し合うことによる互助制度に基づく取組を基本方針としており、その補助対象は家族の労働力を基本とした家族経営による繁殖経営を想定している。

なお、平成 22 年度以降、肥育牛及び肥育経営についても事業対象としているところであるが、その取扱い・範囲については、以下のとおり整理する。

- (ア) ヘルパー組織全体・独自の活動内容として、肥育牛及び肥育経営へのヘルパーの取組を明記することについては、妨げないものとする。
- (イ) ただし、補助事業上の取扱いとしては、肉用牛ヘルパー事業の基本姿勢が、肉用牛経営を営む農家が相互協力し、助け合う互助制度であることを踏まえ、法人格を有する肥育経営のうち、「家族の労働力を基本とした家族経営による肥育経営」については、事業に参加できるものとする。
- (ウ) 法人格を有する肥育経営のうち、「家族の労働力を基本とした家族経営による肥育経営」であるかどうかの判断と補助事業への参画の可否の判断については、各ヘルパー利用組合、J A 及び都道府県指定団体等の地元関係団体の判断に委ねるものとする。
- (エ) なお、この肥育農家がヘルパー利用組合を利用するに当たっては、一方的に利用するだけでなく、ヘルパー要員登録や作業機械の提供等について協力するよう指導を行うものとする。

※なお、法人格を有する繁殖経営についても、上記（イ）～（エ）と同様の整理とする。

イ 肉用牛の定義

肉用牛ヘルパー事業における肉用牛の定義は、以下のとおりとする。

- (ア) 繁殖牛（経産牛）とは、分娩経験のある牛をいう。
- (イ) 育成牛（未經産牛）とは、繁殖に供用することを目的として飼養されている雌牛で、満 12 か月齢以上の牛であって、初めて分娩するまでの牛をいう。
- (ウ) 子牛とは、満 12 か月齢未満の牛をいう。

(2) 肉用牛ヘルパー利用組合の基本的な活動内容

ア 肉用牛ヘルパー活動の組織化（推進協議会、活動計画策定、運営等）に関すること。

イ 肉用牛ヘルパーの要員確保活動に関すること。

ウ 肉用牛ヘルパーの出役調整に関すること。

- エ 肉用牛ヘルパーの技術研修・講習会に関する事。
- オ 肉用牛ヘルパーの傷害・損害保険の加入に関する事。
- カ 利用組合の業務、組合員の肉用牛生産技術等の向上を図るための先進地調査、検討会の開催等に関する事。
- キ 肉用牛経営者の傷病時のヘルパー利用による互助制度の推進等に関する事。
- ク 肉用牛の輸送代行に関する事。
- ケ 飼料生産（堆肥散布、耕起、播種を含む。）・調製（刈取り、乾燥、収穫、サイレージ調製を含む。）・運搬の代行に関する事。
- コ 肉用牛の飼養管理（削蹄、衛生等を含む。）、分娩管理の代行に関する事。
- サ その他組合の目的を達成するために必要な活動に関する事。

（３）肉用牛ヘルパー利用組合運営のための負担金等の徴収

ヘルパー利用者・要員から肉用牛ヘルパー利用組合運営のための経費として積立金、賦課金、助成金等を徴収することについて、組合規約等に明記されている限りにおいては、何ら問題はないものの、補助対象経費となる「ヘルパー利用料金」に含めることなく、別途徴収する必要があることに留意すること。

したがって、利用者から肉用牛ヘルパー利用組合へ支払う利用料金の額と組合からヘルパー要員へ支払う額は同額とすること。

（４）肉用牛ヘルパー利用組合の設立に当たっての基本的な考え方

ア 肉用牛ヘルパー利用組合の設立は、ヘルパー活動の機能性、迅速性及び正確性を確保する観点から、地域段階で、市町村単位の単協単位あるいは複数市町村の広域農協単位に設立されるものと考えられる。

イ 広域農協の単位で肉用牛ヘルパー利用組合を設立する場合の考え方

農協が広域合併し、広域農協化する中で、旧農協単位の肉用牛ヘルパー利用組合の取扱いについては、互助制度についての共通の認識を持ち、組合活動を共通化し、共通の単位・単価の徹底を図りつつ、ヘルパー組合も統合していくことが望ましい。

この場合、肉用牛ヘルパー利用組合統合後の組織の在り方としては、単協方式によるヘルパー組織の運営が望ましい。

なお、広域化することによる肉用牛ヘルパー利用組合の活動・取組への制限（弊害）が考えられる場合、統合段階での問題・課題の整理と対応策について、十分な検討時間と意見交換等が重要となる。

① 「〇〇肉用牛ヘルパー利用組合」の役割（活動）内容

- a 管内のヘルパー利用組合〇〇支部に対する統一的な助言・指導及び連絡調整
- b 肉用牛ヘルパーの技術向上のための研修会の開催
- c 肉用牛ヘルパーの保険加入
- d ヘルパー料金の設定及び徴収・管理

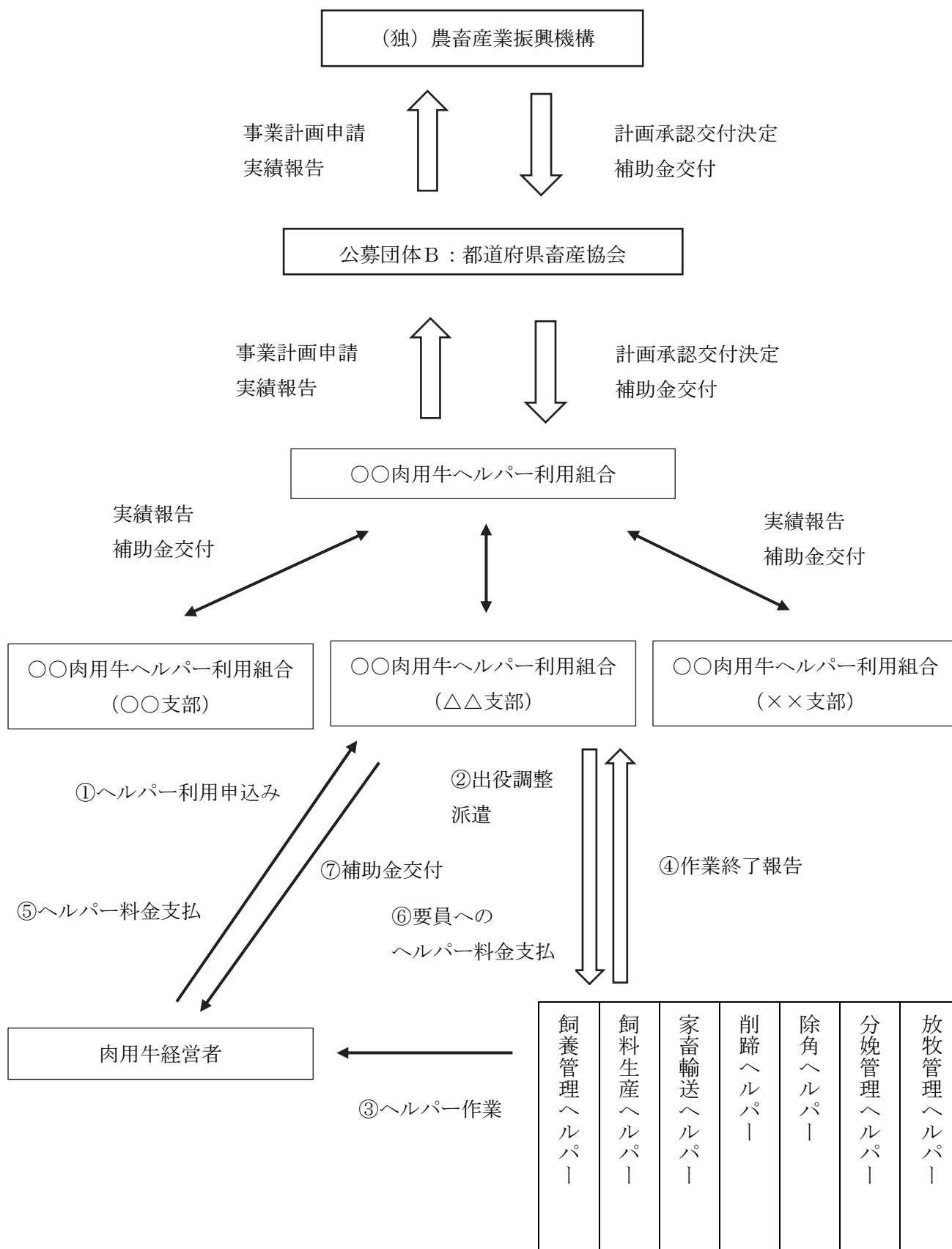
- e 関係規程の作成
- f 事業計画の作成、総会等の開催
- g 肉用牛経営者に対する啓発・普及
- h 公募団体Bとの連絡調整と補助金の管理
- i 肉用牛ヘルパー利用組合運営円滑化推進協議会の開催等の全般的な連絡・調整等

② 「〇〇肉用牛ヘルパー利用組合の〇〇支部」（旧農協単位）

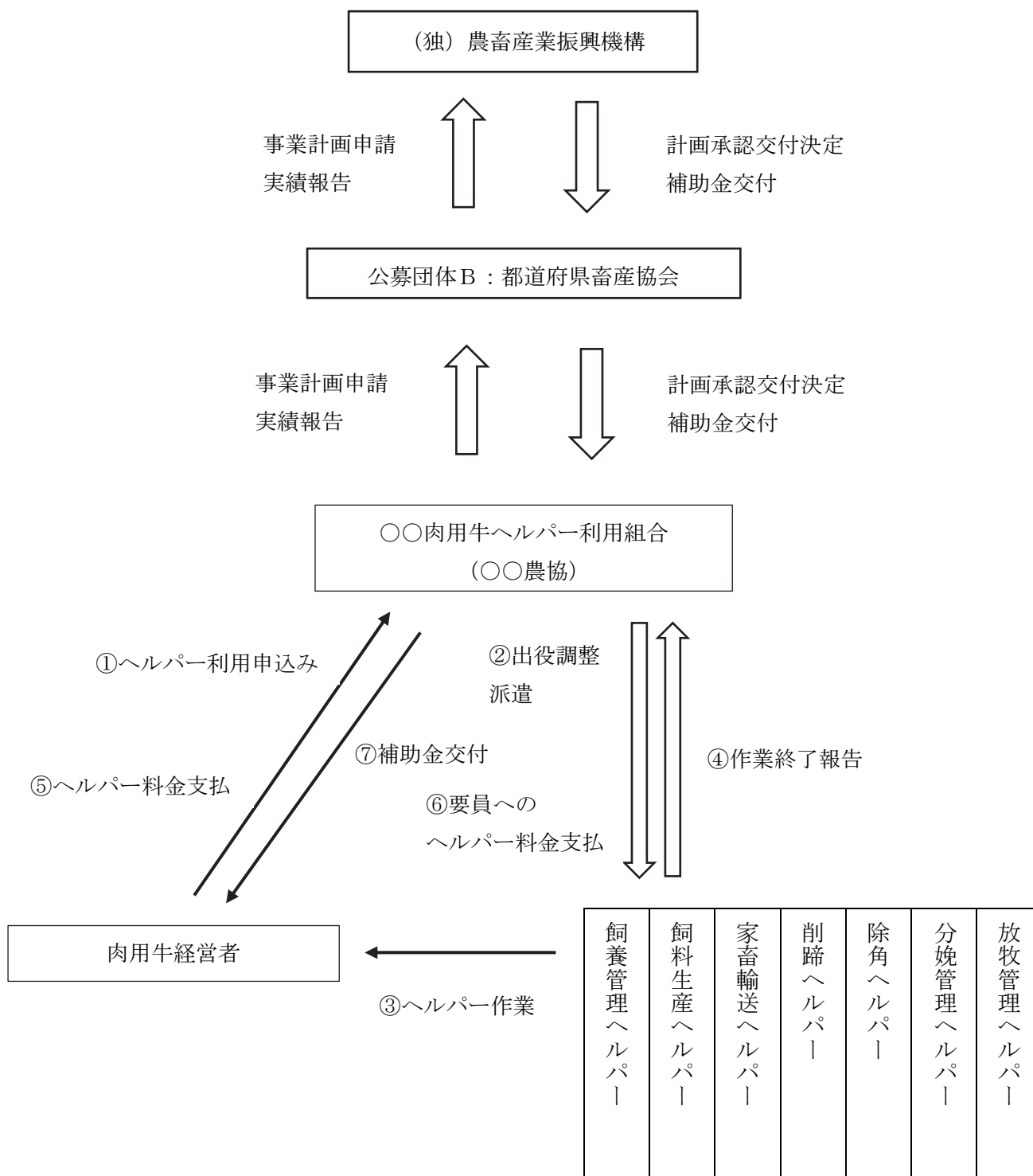
- a 肉用牛ヘルパーの登録
- b 肉用牛経営者及び肉用牛ヘルパー利用組合との連絡調整
- c ヘルパーの派遣
- d ヘルパー利用料金の徴収
- e 肉用牛ヘルパー利用組合〇〇支部運営協議会等の開催
- f 先進地研修会の実施及びヘルパー実施方策、手続等の検討
- g 事業計画の作成等の全般的な連絡・調整

ウ 単一農協の単位で肉用牛ヘルパー利用組合を設立する場合の考え方
 上記（４）のイを包括的に実施

【広域農協の区域で実施する場合（例）】



【単協で実施する場合（例）】



2. ヘルパー要員の確保と身分・位置づけ

(1) 補助対象となるヘルパー要員の定義等

肉用牛ヘルパー事業における補助対象となるヘルパー要員の定義は、当該肉用牛ヘルパー利用組合の活動エリア内において、居住している者又は自己に損益が帰属する肉用牛を飼養している者をいい、これらに該当しない者（以下「非ヘルパー要員」という。）が従事した作業は補助対象外とする。

※1 飼養管理ヘルパーにおいて要員が他者と共同で作業に従事する場合

全ての従事者が肉用牛ヘルパー利用組合のヘルパー要員として登録され、かつ、上記の補助対象となるヘルパー要員の定義に該当する場合のみ補助対象とする。この場合のヘルパー利用料金は、ヘルパー利用組合から作業に従事したヘルパー要員にそれぞれ個別に支払うものとする。したがって、ヘルパー利用料金をヘルパー要員の代表者に一括して支払う等、上記によらない場合は補助対象外とする。

※2 同一経営体内でのヘルパー要員とヘルパー利用者の関係について

ヘルパー要員と利用者の関係が夫婦関係にあるというような、同一経営体（農家の場合は、夫婦、親子、祖父母、孫等の親族同士が同一生計により行う経営体）内での作業の受委託については、肉用牛ヘルパー事業が、農家等が協力し合うことによる互助制度に基づく取組であること等から本事業の対象にならないことに留意すること。

(2) ヘルパー要員の確保

ア 肉用牛ヘルパー利用組合は、それぞれの代行作業の要請に対し、常に対応可能なヘルパー要員を調整・あっせんし、迅速に派遣できるよう、期間的あるいは臨時的なヘルパー需要に応じたヘルパー要員の確保・登録を行うことが極めて重要である。

イ 肉用牛ヘルパー利用組合は、ヘルパー要請に対して、迅速に対応可能なだけのヘルパー要員の安定的な確保を図るため、生産者に加え、必要に応じて、家畜商、農協・農業機械銀行で従事している者（常勤職員ではない者）、市町村や農協等の第三セクターで従事している者（常勤職員でない者）、これら関係組織のOB等の希望者も要員登録の対象とする。

ウ ヘルパー要員の調整・あっせんを円滑かつ機動的に実施し、組合活動を円滑に行うためには、肉用牛ヘルパー利用組合の事務局の設置場所と専任の事務局運営者の選定が重要な鍵を握ることとなる。したがって、事務局については、指導・助言を受ける市町村又は農協等の理解を得て、市町村又は農協に事務局を設置することが必要と考えられる。

エ 肉用牛農家の高齢化に伴うヘルパー利用件数の増加及びヘルパー要員の高齢化等により利用者が所属する肉用牛ヘルパー利用組合内でヘルパー要員の出役調整

が困難な場合は、隣接する地域の肉用牛ヘルパー利用組合の長が認めた場合に限りヘルパー要員の出役依頼を行うことができるものとする。

なお、隣接する地域の肉用牛ヘルパー利用組合にヘルパー作業を依頼する場合は、あらかじめ当該肉用牛ヘルパー利用組合間で覚書を交わすとともに、その都度依頼書を作成し、ヘルパー要員が所属する肉用牛ヘルパー利用組合の長の承諾を得ることとする。

(3) ヘルパー要員の身分・位置づけ

ア 肉用牛ヘルパー利用組合は、ヘルパー要員を無期で専任的に雇用する形態でなく、ヘルパー登録制度を導入して、年間等の期間的な契約により登録を行う。この場合、地域的な状況、期間的に集中する作業内容等を勘案し、人的にゆとりのある要員数の登録を行うことが重要である。また、ヘルパー要員の安定的な確保のために、肉用牛ヘルパー利用組合の組合員全てがヘルパー要員として登録することも可能である。

イ 肉用牛ヘルパー利用組合は、肉用牛経営体からのヘルパー作業の要請に応じ、事前に登録したヘルパー要員のうちから対応可能な者を派遣することとする。

ウ 事業主は、5人以上の労働者を常時雇用する場合は労働保険（労災保険＋雇用保険）加入が義務づけられている。一般に、臨時的にヘルパー要員を派遣するヘルパー組合においては、常時雇用ではなく請負作業をヘルパー要員に依頼するという方式が多いが、肉用牛ヘルパー利用組合の規模拡大等により、ヘルパー要員の常時雇用を検討する場合に当たっては、労働保険の加入が必要な場合があることを留意すること。

エ 肉用牛ヘルパー利用組合は、ヘルパー要員を雇用している場合には、ヘルパー料金を徴収して、ヘルパー要員にその対価（賃金）を支払うことから、所得税、住民税の対象となる。したがって、これらの対応を行う必要があり、当該利用組合は、税法上「人格なき社団」として位置づけられることから、税務署に対し、「給与支払事務所等届」及び「源泉所得税の納期特例の承認申請書」等の届出を行い、ヘルパー要員へのその対価（賃金）の支払時に、「源泉徴収月額表乙欄」で所得税を徴収し、原則翌月の10日までに税務署に納付することとなる。

（月額8万8千円未満は3.063%を徴収）

3. 肉用牛ヘルパーの種類

(1) 傷病時等ヘルパー

傷病時（冠婚葬祭等を含む）に肉用牛の飼養管理等の作業を行うヘルパー。

肉用牛ヘルパー利用組合は、肉用牛経営者から傷病時等ヘルパー利用の依頼があった場合には、速やかに、その事実関係を確認し、肉用牛ヘルパー要員を派遣し、肉用牛経営者の要請に対応するものとする。

ア 傷病時等ヘルパーの利用対象

傷病時等ヘルパーは、肉用牛経営に従事している者（家族経営又は法人格を有する肉用牛経営のうち家族の労働力を基本とした経営の構成員）が傷病等により一時的に肉用牛の飼養管理等の作業が困難となった場合を利用対象とする。

なお、家族以外の従業員を雇用している経営体において、当該従業員の代替としてヘルパーを活用することは対象外とする。

イ 傷病時等ヘルパーの利用頻度等

全組合員の利用機会を確保するため、肉用牛ヘルパー利用組合は、特定の利用者に利用回数が偏らないように努めること。ただし、長期の療養等やむを得ない場合には、基本的に1か月程度の期間を限度としつつ、必要に応じ、肉用牛ヘルパー利用組合と当該肉用牛経営者と協議の上、柔軟に設定できるものとする。

ウ 証拠書類

肉用牛ヘルパー利用組合は、肉用牛経営者から、病院若しくは薬局等が発行する領収書、セルフメディケーション税制対象となる医薬品購入時の領収書（レシート）、診断書（死亡診断書を含む。）、入院証明書、出産証明書、警察が発行する事故証明書、招待状、会葬礼状、その他飼養管理等の作業の実施が困難なことを証する書類（又はその写し）を徴集して整備保管するものとする。

エ 対象作業

① 飼養管理ヘルパー

肉用牛の飼養管理（飼料の調整・給与、糞尿処理、給水、発情発見、牛の健康確認、牛舎等の消毒、予防注射補助等）を行うヘルパー

② 飼料生産ヘルパー

飼料生産（堆肥散布、耕起、播種を含む）・調製（刈取り、乾燥、収穫、サイレージ調製）、WCS・稲わら収穫作業を行うヘルパー

③ 家畜輸送ヘルパー

以下のi～vの家畜輸送を行うヘルパー

なお、共進会や品評会等への出品を目的とした家畜輸送や肥育牛の出荷及び肥

育素牛の導入に係るヘルパー作業は対象外とする。

- i 子牛及び成牛を農家から購買者へ引き渡すまでの（家畜の輸送、セリ上場前後の家畜の世話、セリ上場、購買者への家畜の引渡し）一連の作業
- ii 子牛及び成牛を農家から家畜市場まで輸送（輸送前後の積込み及び荷降しを含む）
- iii セリ上場前後の家畜の世話、セリ上場及び購買者への家畜の引渡し等の家畜市場内引廻し
- iv 豪雪地帯における i 又は ii の家畜輸送。ただし、iii の家畜市場内引廻しだけの作業は基本料金とする。
- v 家畜の輸送距離が 100 km を超える場合の i 又は ii の家畜輸送。ただし、iii の家畜市場内引廻しだけの作業は基本料金とする。

④ 削蹄ヘルパー

削蹄師の免許を取得している肉用牛農家が、互助制度の下で、ヘルパー利用組合の要員として登録されていて、ヘルパー利用組合の出役調整を受けてヘルパー要員として削蹄及び削蹄補助を行うヘルパー

なお、削蹄師の免許取得は、その技術を担保するためのものであり削蹄業者をヘルパー要員とするものではないことに留意すること。

⑤ 除角ヘルパー

子牛又は育成牛等の除角及び除角補助を行うヘルパー

⑥ 分娩管理ヘルパー

分娩間近な妊娠牛の分娩兆候観察、分娩看護、分娩直後の子牛・繁殖牛の管理作業を行うヘルパー

（２）高齢者ヘルパー

高齢者に代わり肉用牛の飼養管理等を行うヘルパー

なお、対象作業は、（１）のエに準ずるものとする。

（３）放牧管理ヘルパー

牧野へ又は牧野からの輸送を含めた入退牧作業、放牧監視作業を含む放牧場における飼養管理等を行うヘルパー

※なお、ヘルパー要員として出役し、作業対象の中に自己所有牛がいる場合は、自己所有牛に係る当該作業分は補助対象外となる。

4. 肉用牛ヘルパー事業における具体的な事業内容、補助対象経費、補助率、関係書類の整備について

番号	事業内容	活動内容	補助対象経費	補助率	関係証拠書類
1	肉用牛ヘルパーの組織化	①協議会の開催	会場借料、印刷製本費、賃金等	1 / 2 以内	領収書、出勤簿、受領書
		②組織活動の計画策定	同上		同上
2	肉用牛ヘルパーの適正運営	①管理帳票の整備	管理帳票印刷費等		管理帳票の保管
		②組織管理機具の整備	簡易な事務機器（パソコン等）のリース料		管理機具台帳、リース契約書
3	肉用牛ヘルパー要員の確保	①肉用牛ヘルパー要員の募集活動	会場借料、交通費、賃金、印刷製本費、通信運搬費等		領収書、出勤簿、受領書
		②肉用牛ヘルパー要員の登録	交通費、印刷製本費、賃金等		同上
		③傷害保険、損害保険の加入推進	加入保険料		領収書、保険証書
4	肉用牛ヘルパーの出役調整	①肉用牛ヘルパー利用の受付業務、肉用牛ヘルパーの派遣計画の策定、要員の調整及び派遣業務	印刷製本費、賃金、通信運搬費、交通費等		受領書、支払証明書、領収書
		②肉用牛ヘルパー料金の徴収及び管理業務	交通費、賃金、簡易な事務用機器の購入、通信運搬費、印刷製本費、振込手数料等		同上
5	肉用牛ヘルパー活動に係る研修会等の開催	①肉用牛ヘルパー養成のための研修	講師旅費、講師謝金、研修出席旅費、宿泊費、教材費、通信運搬費、資格取得経費、会場借料、賃金等		受領書、支払証明書、領収書、研修対象者リスト、研修会テキスト等証拠書類、実施計画書、報告書
		②肉用牛ヘルパー技術講習会の開催	同上		同上
		③肉用牛ヘルパー要員の実地研修	研修旅費、研修謝金、宿泊費等		同上
		④組合員の先進地研修	研修旅費、宿泊費、バス借上料、謝金、印刷製本費、会場借料等		同上

番号	事業内容	活動内容	補助対象経費	補助率	関係証拠書類
6	肉用牛ヘルパー活動に必要な機具の借上	肉用牛ヘルパー活動に必要な機具の借上	家畜輸送車、飼料生産調製用機械及び飼料運搬車の一時的レンタル料	1 / 2 以内	領収書、レンタルを証する書類
7	傷病時等の肉用牛ヘルパー利用の推進	傷病時（冠婚葬祭等を含む）の肉用牛ヘルパー利用促進			
		①飼養管理のための肉用牛ヘルパー利用促進	飼養管理ヘルパー利用促進費		ヘルパー利用申込書・ヘルパー実施報告書又は管理台帳、振込証明書
		②飼料生産のための肉用牛ヘルパー利用促進	飼料生産収穫調製（稲わら収草を含む。）ヘルパー利用促進費		同上、飼料作付畑面積を証する書類（固定資産税納税告知書（写）、農地基本台帳（写）、eMAFF 農地ナビ等）
		③家畜輸送（市場における取扱管理を含む）のための肉用牛ヘルパー利用促進	家畜市場出荷ヘルパー利用促進費		ヘルパー利用申込書・ヘルパー実施報告書又は管理台帳、振込証明書
		家畜輸送ヘルパー（特例措置）	家畜市場出荷ヘルパー利用促進費		同上、セリ名簿及び牛の個体識別情報（写）等
		④削蹄のための肉用牛ヘルパー利用促進	削蹄ヘルパー利用促進費		ヘルパー利用申込書・ヘルパー実施報告書又は管理台帳、振込証明書
		⑤除角のための肉用牛ヘルパー利用促進	除角ヘルパー利用促進費		同上
		⑥分娩管理のための肉用牛ヘルパー利用促進	分娩管理ヘルパー利用促進費		同上
8	高齢者の肉用牛ヘルパー利用の推進	傷病時等ヘルパーの対象作業に準ずるものとする	傷病時等ヘルパーの対象作業に準ずるものとする		傷病時等ヘルパーの対象作業に準ずるものとする
9	放牧管理の肉用牛ヘルパー利用の推進	放牧管理のための肉用牛ヘルパー利用促進	放牧管理ヘルパー利用促進費		ヘルパー利用申込書・ヘルパー実施報告書又は管理台帳、振込証明書

5. 肉用牛繁殖経営における労働費について

ア 各作業の基本料金の積算において根拠となる肉用牛繁殖経営における労働費については、令和元年から令和5年の農林水産省が実施する農業経営統計調査「畜産物生産費（子牛生産費）」を用いて試算した、労働費（円/時）、繁殖牛1頭当たり労働費（円/時・頭）を用いるものとする。その労働費（以下、「肉用牛繁殖経営における労働費」という。）については、別表1のとおり。

イ 各作業の基本料金は肉用牛繁殖経営における労働費に各ヘルパー作業時間等を加味・勘案してそれぞれの作業料金を積算するものとする。

別表 1 肉用牛繁殖経営における労働費

年次	畜産物生産費（子牛生産費）						労働費 (円/時) ⑦
	計算期間 (年) ①	繁殖雌牛飼養月 平均頭数 ②	子牛販売頭数 ③	労働時間 (時/頭) ④	家族労働費 ⑤	労働時間 (時/日) ⑥ ③*④/①/365	
R1	1.3	16.6	12.7	180.2	251,436	4.82	1,395
R2	1.2	17.1	13.4	170.8	242,422	5.23	1,419
R3	1.2	17.6	13.5	181.8	256,609	5.60	1,411
R4	1.3	18.1	13.5	226.2	319,399	6.44	1,412
R5	1.3	18.4	13.6	234.0	339,469	6.71	1,451
平均	1.3	17.6	13.3	198.6	281,867	5.76	1,418

(注1) 数値は、四捨五入。

(注2) ②、③の項目は、農業経営統計調査「畜産物生産費（子牛生産費）」の平均値を採用。

(注3) ①、④、⑤の項目は、農業経営統計調査「畜産物生産費（子牛生産費）」の繁殖雌牛2～19頭規模の経営体における加重平均値を使用

別表2 肉用牛繁殖経営における労働費（飼養管理ヘルパー加算料金用）

年次	畜産物生産費（子牛生産費）						労働費 (円/時) ⑦ (⑤/④)	繁殖牛1頭当 たり労働費 (円/時・頭) ⑩ ⑦/②	子牛1頭当 たり労働費 (円/時・頭) ⑪ ⑦/③
	計算期間 (年) ①	繁殖雌牛 飼養月平 均頭数 ②	子牛販売 頭数 ③	労働時間 (時/頭) ④	家族 労働費 ⑤	労働時間 (時/日) ⑥ (③*④/①/365)			
R1	1.2	16.6	12.7	118.4	175,279	3.43	1,480	89	117
R2	1.2	17.1	13.4	115.0	176,473	3.52	1,534	90	114
R3	1.3	17.6	13.5	114.4	171,790	3.25	1,502	85	111
R4	1.3	18.1	13.5	126.2	191,996	3.59	1,521	84	113
R5	1.3	18.4	13.6	129.8	200,669	3.72	1,546	84	114
平均	1.3	17.6	13.3	120.8	183,241	3.50	1,517	86	114

(注1) 数値は、四捨五入。

(注2) 農業経営統計調査「畜産物生産費（子牛生産費）」の平均値を採用。

6. 肉用牛ヘルパー基本料金（補助上限額）の考え方

ア 補助事業上のヘルパー料金として、「肉用牛繁殖経営における労働費」を根拠とした金額（以下「基本料金」という。）を設定する。

イ 各肉用牛ヘルパー利用組合における「利用料金」が地域事業等により基本料金を上回る場合には、その利用料金を組合規約等に明記するとともに、徴収することができるものとする。この場合にあっては、補助上限額は基本料金に補助率を乗じて得た金額とする。

なお、基本料金を上回る利用料金を設定しているヘルパー作業について、作業内容、料金表、積算等の資料を公募団体B（具体的には都道府県畜産協会をいう。以下「都道府県畜産協会」という。）経由で本事業の指導を担当する公募団体A（具体的には（一社）全国肉用牛振興基金協会をいう。以下「全国協会」という。）へ提出し、国、（独）農畜産業振興機構（以下「機構」という。）、全国協会の3者による事前協議の上、そのヘルパー作業の内容が地域の事情や事業の趣旨等に鑑みて機構理事長が真にやむを得ないと認める場合は、利用料金に補助率を乗じた金額を補助上限額として申請できるものとする。

ウ 肉用牛ヘルパー利用組合がそれぞれの利用料金を設定するに当たっては、地域の農業委員会等で決定されている地域の平均的な農業労賃等を参考に、飼養頭数規模、飼料作物の作付面積等を勘案し、ヘルパー利用組合が都道府県畜産協会と協議するものとする。

エ 肉用牛ヘルパー利用組合が「3. 肉用牛ヘルパーの種類」以外のヘルパー作業を補助対象として申請する場合は、作業内容、料金表、積算等の資料を都道府県畜産協会経由で全国協会へ提出し、国、機構、全国協会の3者による事前協議を経て、機構理事長に適当と認められること。

オ 利用料金単位については、基本料金の算定単位に準じて設定すること。

カ 利用者から組合への利用料金の額と組合からヘルパー要員へ支払う額は、同額であること。

キ 作業区分ごとの基本料金及び飼養管理における頭数規模別の加算料金の積算方法等については、7に基づくものとする。

基本料金表（補助上限額）

（単位：円）

区分		基本料金	補助上限額	備考
傷病時等ヘルパー・高齢者ヘルパー	飼養管理ヘルパー	11,470	5,735	繁殖牛飼養頭数 18 頭まで
		500	250	19 頭からの加算金額 （繁殖牛 1 頭あたり）
	飼料生産ヘルパー	(948,000)	(474,000)	一戸当たりの年間補助金の上限額
	家畜輸送ヘルパー	12,660	6,330	輸送・市場内引廻し等一連の作業を行う場合
		15,200	7,600	豪雪地帯等で輸送・市場内引廻し等一連の作業を行う場合
		19,540	9,770	輸送（100km 超）・市場内引廻し等一連の作業を行う場合
	家畜輸送専門ヘルパー	9,250	4,625	家畜輸送のみの作業を専門に行う場合
		11,090	5,545	豪雪地帯等で家畜輸送のみの作業を専門に行う場合
		16,120	8,060	輸送（100km 超）のみの作業を専門に行う場合
	家畜市場内引廻しヘルパー	6,440	3,220	一連の家畜市場内引廻し作業を行う場合
		5,080	2,540	セリ上場を中心とした作業を行う場合
	削蹄ヘルパー	現行料金	現行料金 *1/2	削蹄牛 1 頭あたり
	削蹄補助ヘルパー	3,190	1,595	枡場を持参して作業を行う場合
		2,840	1,420	出役先の枡場を使用して作業を行う場合
	除角ヘルパー	4,140	2,070	除角 1 頭あたり
	除角補助ヘルパー	3,300	1,650	除角 1 頭あたり
	分娩管理ヘルパー	10,610	5,305	分娩牛 1 頭あたり
放牧管理ヘルパー		放牧管理に係る入退牧及び放牧場における飼養管理等については、上記の飼養管理ヘルパー及び家畜輸送ヘルパー基本料金に準ずる		

7. 肉用牛ヘルパー区分による基本料金の設定

(1) 飼養管理ヘルパー

ア 基本料金の算定

- ① 基本料金の頭数規模については、令和元年から令和5年（5年間）の農林水産省「畜産物生産費（子牛生産費）」の平均規模 17.6 頭を参考に、18 頭までを基本料金頭数とする。
- ② 19 頭以上については、繁殖牛 1 頭当たり加算料金により、繁殖牛及び育成牛頭数に応じて加算できるものとする。
- ③ また、子牛への哺乳等の付加作業について、付加作業（オプション）として設定することができるものとする。
- ④ 基本料金算定の積算基礎として、5 の別表 1「肉用牛繁殖経営における労働費」によりヘルパー作業時間等を用いるものとする。
- ⑤ また、積算に当たっては、引継事項の確認や作業日誌の記帳等の飼養管理ヘルパー作業に付帯するその他の作業内容及び時間を加味するものとする。

◇ヘルパー作業に付帯するその他の作業

作業内容	所要時間 (分)	備考
【作業前】 着替え、消毒（車両・長靴等）	20	防疫対策として
【作業後】 着替え、消毒（車両・長靴等）	20	防疫対策として
引継事項確認	20	疫牛、発情兆候等確認
作業日誌記帳・申送事項記載	20	作業内容、処置状況、その他 申送事項の記帳・記載
移動時間（往路、復路）	60	片道 15km 程度(30 分×往復)
計	140	約 2.33 時間

イ 基本料金の計算

- ① 5 の別表 1「肉用牛繁殖経営における労働費」より繁殖雌牛 18 頭規模の経営体における 1 日の労働時間を 5.76 時間、労働費を 1,418 円/時とする。
- ② 飼養管理ヘルパー作業時間は、繁殖雌牛 18 頭規模の経営体当たりの労働時間（5.76 時間）に「ヘルパー作業に付帯するその他の作業」の時間（2.33 時間）を加算して 8.09 時間とする。

（単位：円）

頭数	基本料金	補助上限額
18 頭まで	1,418 円/時×8.09 時間≒11,470	5,735

ウ 加算料金の計算

- ① 5の別表2「肉用牛繁殖経営における労働費（飼養管理ヘルパー加算料金用）」より繁殖経営体における1日の労働時間を3.50時間、繁殖牛1頭当たりの労働費を86円/時とする。
- ② 飼養管理ヘルパー作業時間は、繁殖経営体当たりの労働時間（3.50時間）に「ヘルパー作業に付帯するその他の作業」の時間（2.33時間）を加算して5.83時間とする。

（単位：円）

頭数	基本料金	補助上限額
1頭当たり	86円/時×5.83時間÷500	250

なお、肥育経営における利用料金は、繁殖牛との管理コスト等に鑑みて設定すること。

エ 飼養頭数ごとの補助上限額の計算

（単位：円）

頭数区分 (頭)	基本料金 ①	加算料金 ② (繁殖牛1頭あたり 500円)	補助上限額 (①+②)×補助率 1/2
18頭まで	11,470	—	5,735
19	11,470	500	5,985
20	11,470	1,000	6,235
25	11,470	3,500	7,485
30	11,470	6,000	8,735
以下省略			

※ なお、各組合で5頭や10頭など独自の頭数区分で利用料金設定をすることは妨げないものとする。

オ 定期的に休日を定め休養を取るときの飼養管理ヘルパー（定休型ヘルパー）

9（1）肉用牛ヘルパー利用組合の組織規約（例）第14条「利用の対象」（6）の「定期的に休日を定め休養を取るとき」に係る補助事業上の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ① 定休型ヘルパーについては、後継者の確保や就業希望者の育成の面で極めて重要であり、ヘルパー要員の雇用を確保する上でも、補助対象とすることへの強い要望がある。一方、酪農ヘルパーにおける定休型ヘルパーについては、既に定休

型が定着している現在は補助事業の支援対象としていない状況にあり、肉用牛ヘルパー事業での支援を検討するに当たっては酪農ヘルパーに係る補助事業とのバランスに配慮することが必要である。

- ② また、肉用牛ヘルパーの組織は、酪農ヘルパーのような専従のヘルパー要員を確保している事例は少なく、農家間の相互扶助が主流となっているため、定休型ヘルパーの活動拡大はマンパワー及び財政の面から困難な組織も少なくない状況にある。
- ③ よって、このような状況に考慮するとともに、特定のヘルパー業務への偏りの改善を行うため、定休型ヘルパーについては、補助率1／3以内（他の活動は補助率1／2以内）として、要望額に含めることを認めることとする。
ただし、同一組合への定休型ヘルパーの支援は、連続する3年間を上限とし、原則、4年目以降は補助対象外とする。
- ④ 定休型ヘルパーの補助事業への参加が4年目となるヘルパー利用組合のうち、ヘルパー要員の新規就農へ向けた育成及びその就農支援に取り組む組合については、連続する3年を上限として、引き続き定休型ヘルパーを要望に含めることを認める。
- ⑤ なお、4年目以上となる肉用牛ヘルパー利用組合が、引き続き定休型ヘルパーを要望に含める際は、事前に取り組計画の適正を審査・決定するため、「定休型ヘルパー活動を活用した新規就農促進の取組計画」を提出すること。
- ⑥ 肉用牛ヘルパー全体の要望額が予算額を超過した場合、定休型ヘルパー以外の活動に優先的に配分する。

（参考）

別紙1：平成27年度における「定休型」ヘルパーの取扱いについて（平成26年12月25日通知）

別紙2：令和7年度における肉用牛ヘルパーの取扱いについて（令和7年4月28日事務連絡）

平成 26 年 12 月 25 日

(独)農畜産業振興機構畜産振興部畜産生産課
(一社)全国肉用牛振興基金協会

平成27年度における「定休型」ヘルパーの取扱いについて

現在、運用で補助対象から除外するよう指導を行っている定休型ヘルパーについて、後継者の確保や就業希望者の育成の面で極めて重要であり、ヘルパー要員の雇用を確保する上でも、平成27年度において補助対象化することが必要であるとす

る強い要望が複数の県協会からあったところである。
一方、酪農ヘルパーについては、過去に定休型ヘルパーも支援対象としていたところであるが、その後、利用拡大に支援を重点化した後、制度が定着している現在は支援対象としていない状況にあり、肉用牛ヘルパーでの支援を検討するに当たっても酪農ヘルパーとのバランスに配慮することが必要である。

また、肉用牛ヘルパーの組織は、酪農ヘルパーのような専従のヘルパー要員を確保している事例は少なく、農家間の相互扶助が主流となっているため、定休型ヘルパーの活動拡大はマンパワー及び財政の面から困難な組織も少なくない状況にある。

加えて、平成26年度現在、予算額(H26:453百万円)のほぼ満額を配分している状況にあり、仮に平成27年度から定休型ヘルパーまで支援を拡大する場合、要望額が予算額を超過する恐れがある。

このため、平成27年度においては、このような状況に考慮するとともに、特定のヘルパー業務への偏りの改善を行うため、以下のとおり対応することとする。

- 各ヘルパー利用組合の飼料生産ヘルパーの平成 27 年度要望額は、平成 26 年度配分額の 90%を上限とすることを基本とし、平成 28 年度以降も同様とする。ただし、事業参加 3 年以内の組合については、この限りでない。
 - 定休型ヘルパーについては、平成 27 年度に試行的に補助率 1/3 以内(他の活動は補助率 1/2 以内)として要望額に含めることを認めることとする。ただし、同一組合への定休型ヘルパーの支援は、連続する 3 年間を上限とし、4 年目以降は補助対象外とする。また、平成 27 年度の取扱をもって平成 28 年度以降の支援を約束するものではないこと。
 - 各ヘルパー利用組合の平成 27 年度要望額は、平成 26 年度配分額の 110%を上限とする。ただし、事業参加 3 年以内の組合については、この限りでない。
- なお、平成 27 年度の要望額が予算額を超過した場合、定休型ヘルパー以外の活動に優先的に配分することとする。

(別紙2)

事 務 連 絡
令和7年4月28日

肉用牛経営安定対策補完事業
事業実施主体 御担当者 様

独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部経営対策課長
一般社団法人全国肉用牛振興基金協会 事業部長

令和7年度における肉用牛ヘルパーの取扱いについて

令和7年度における肉用牛ヘルパーの取扱いについては、以下のとおり取り扱うこととしましたので、御留意願います。

記

- 1 各ヘルパー利用組合の飼料生産ヘルパーの令和7年度要望額は、令和6年度配分額を上限とすることを基本とします。ただし、事業参加3年以内の組合については、この限りではありません。
- 2 定休型ヘルパーについては、令和7年度においても補助率1／3以内（他の活動は補助率1／2以内）として、要望額に含めることを認めることとします。ただし、同一組合への定休型ヘルパーの支援は、連続する3年間を上限とし、原則、4年目以降は補助対象外とします。
- 3 定休型ヘルパーの補助事業への参加が4年目となるヘルパー利用組合のうち、ヘルパー要員の新規就農へ向けた育成及びその就農支援に取り組む組合については、連続する3年を上限として、引き続き定休型ヘルパーを要望に含めることを認めることとします。
なお、4年目以上となるヘルパー利用組合が、引き続き定休型ヘルパーを要望に含める際は、事前に取り組計画の適正を審査・決定するために、ヒアリング等を行うことがありますので、別紙「定休型ヘルパー活動を活用した新規就農促進の取組計画」を提出ください。
- 4 なお、令和7年度の肉用牛ヘルパー全体の要望額が予算額を超過した場合、定休型ヘルパー以外の活動に優先的に配分することとします。

独立行政法人農畜産業振興機構
畜産経営対策部 経営対策課
担当：泊、久保田、有野、宅間
(TEL：03-3583-4375)
一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
事業部 担当：津田、大木、高橋、東郷
(TEL：03-5801-0773)

(別紙)

定休型ヘルパー活動を活用した新規就農促進の取組計画

ヘルパー組合名：

代表者氏名：

1 地域の肉用牛生産基盤の概要

(地域の肉用牛生産をめぐる繁殖雌牛や繁殖農家、担い手確保の現状や課題などを記載すること。)

2 ヘルパー利用組合の概要

3 肉用牛生産における新規就農への支援体制の概要

(1) フロー図

(新規就農者に対するヘルパー利用組合の飼養管理技術等の習得に係る支援体制を主体として、関連する他の組織の支援も含めて記載すること。)

(2) ヘルパー利用組合の役割

項 目	内 容

注：項目欄には、ヘルパー利用組合がヘルパー要員に対して実施する指導や支援の内容等を記載すること。

4 ヘルパー要員の就農までの流れ（イメージ）

(3の支援体制の概要で示した支援内容について、ヘルパー要員となった組合員が飼養管理技術等を習得して就農するまでの流れを時系列で記載すること。)

5 ヘルパー要員の就農事例

(これまでのヘルパー活動を通して、肉用牛生産における新規就農へと繋がった事例があれば記載すること。)

(2) 飼料生産ヘルパー

ア 基本料金の算定

- ① 基本料金は、作付面積 10a 当たりの料金とする。
- ② 飼料生産ヘルパー作業は、飼料生産（堆肥散布、耕起、播種を含む）・調製（刈取、乾燥、収穫、サイレージ調製、運搬等）、WCS・稲わら収穫作業等が一般的作業であり、繁殖牛の飼養頭数及び飼料作物の刈取回数を考慮し、飼料作付面積を基準とした一戸当たり年間補助上限額を設定する。（別紙 3）
- ③ 基本料金の算定基礎として 5 の別表 1 「肉用牛繁殖経営における労働費」を用いるものとする。
- ④ なお、利用料金単価の設定方法等については、平成 26 年 3 月 11 日付け事務連絡「肉用牛ヘルパー飼料生産利用の見直しについて」（別紙 4）を参考とすることとし、具体的な年間補助上限額の考え方及び積算根拠等については、別紙 3 を参照されたい。

イ 基本料金の計算

◇10a 当たりの飼料生産に要する作業時間と作業区分別基本料金

作業場所	作業区分	所要時間 (分)	基本料金 (円)	備考
往路 準備・移動	作業機準備	20.0	472.7	作業機点検、 清掃・消毒等
	要員車庫前→作業依頼農家前	30.0	709.0	
	作業機搬入	30.0	709.0	
牧草地	刈取り	21.0	496.3	
	牧草圧砕	21.0	496.3	
	拡散・反転	13.5	319.1	
	集草	13.5	319.1	
	拾上げ・梱包	32.5	768.1	
	積込み・運搬	54.0	1,276.2	
	牧草格納	30.0	709.0	
復路 準備・移動	作業機搬出	30.0	709.0	
	作業機清掃・消毒	20.0	472.7	
	作業依頼農家前→要員車庫前	30.0	709.0	
	合計	345.5	≒8,170	

ウ 個別作業ごとに実施した場合の基本料金

① 個別作業を行う場合

(単位：円)

作業区分	基本料金	刈取のみ	牧草圧砕のみ	拡散・反転のみ	集草のみ	拾上・梱包のみ	積み込み・運搬のみ	格納のみ
作業機準備	472.7	472.7	472.7	472.7	472.7	472.7	472.7	472.7
I 要員車庫前→作業依頼農家前	709.0	709.0	709.0	709.0	709.0	709.0	709.0	709.0
作業機搬入	709.0	709.0	709.0	709.0	709.0	709.0	709.0	709.0
II 刈取	496.3	496.3						
III 牧草圧砕	496.3		496.3					
IV 拡散・反転	319.1			319.1				
V 集草	319.1				319.1			
VI 拾上・梱包	768.1					768.1		
VII 積み込み・運搬	1,276.2						1,276.2	
VIII 牧草格納	709.0							709.0
作業機搬出	709.0	709.0	709.0	709.0	709.0	709.0	709.0	709.0
IX 作業機清掃・消毒	472.7	472.7	472.7	472.7	472.7	472.7	472.7	472.7
作業依頼農家前→要員車庫前	709.0	709.0	709.0	709.0	709.0	709.0	709.0	709.0
合 計 (基本料金)	≒8,170	4,277.7	4,277.7	4,100.5	4,100.5	4,549.5	5,057.6	4,490.4
補助上限額	4,085	2,138	2,138	2,050	2,050	2,274	2,528	2,245

② 複数作業を行う場合 (例)

作業区分	基本料金	補助上限額
刈取＋反転	I＋II＋IV＋IX＝4,596.8円	4,596.8×1/2≒2,298円
集草＋梱包	I＋V＋VI＋IX＝4,868.6円	4,868.6×1/2≒2,434円

飼料生産ヘルパーの補助上限額見直しについて

飼料生産利用については、限られた予算の中で経営の維持・拡大に支援する必要がある小中規模層の農家へ効率的かつ効果的に支援を実施するため、平成26年3月11日付け事務連絡「肉用牛ヘルパー飼料生産利用の見直しについて」により、繁殖雌牛の飼養頭数及び飼料作付面積を基準とした一戸当たりの年間補助上限額を設けてきたところだが、今般、昨今の現場の実情に鑑みて、補助上限を見直すこととしたため、令和8年度事業以降は、以下の算定方法を参照されたい。

年間補助上限額の考え方及び算定根拠

1. 一戸当たり利用面積

- (1) 1頭当たり面積は、令和5年の全国の大家畜1頭あたりの飼料作物作付実面積(25.2a/頭)とし、これに飼料作物の刈取回数(3回)を乗じて算出する。
- (2) 一戸当たり頭数は、令和5年の全国の繁殖雌牛飼養農家の平均飼養頭数(19.1頭)とする。
- (3) 利用農家に対し、2割程度の自助努力を促すものとし、(1)及び(2)によって算出された面積に0.8を乗じて得られた数値を一戸当たりの利用面積とする。

一戸当たり利用面積

$$= 25.2 \text{ a/頭} \times 3 \text{ 回} \times 19.1 \text{ 頭/戸} \times 0.8 = 1,155.2 \text{ a} \approx 1,160 \text{ a}$$

2. 10a当たりの標準的な利用料金

10a当たりの標準的な利用料金は、上述の「実作業時間に基づく作業区分別時間割合と作業区分別利用料金試算」に準ずる。

刈取り、牧草圧砕、拡散・反転、集草、拾上げ・梱包、積み込み・運搬、牧草格納、作業機搬入・搬出までの合計額 8,165.5 円 $\approx$ 8,170 円/10a

3. 年間補助上限額

飼料生産ヘルパーの利用については、次の額を一戸当たりの年間補助上限額として設定する。

飼料生産ヘルパー年間補助上限額（一戸当たり）

$$= 1,160 \text{ a/戸} \times 8,170 \text{ 円/10a} \times \text{補助率 } 1/2 = 473,860 \text{ 円} \approx 474 \text{ 千円}$$

(別紙 4)

事 務 連 絡

平成 2 6 年 3 月 1 1 日

道県事業実施主体 御中

独立行政法人農畜産業振興機構

肉用牛ヘルパー飼料生産利用の見直しについて

肉用牛経営安定補完対策事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）で実施している肉用牛ヘルパー推進（以下「肉用牛ヘルパー事業」という。）については、肉用牛の生産振興を図ることを目的に平成 10 年度に事業が創設され、高齢化等に対処するため肉用牛ヘルパー組織への支援を行ってきたところであります。

現在、肉用牛ヘルパー事業のうち、飼料生産に係るヘルパー事業（以下「飼料生産ヘルパー」という。）については 2 5 道県で実施されておりますが、利用料金の設定など下記の課題があると考えているところです。

これらの課題に対応するため、平成 2 6 年度から別紙のとおり見直しすることとしましたので、お知らせします。

記

1. 飼料生産ヘルパーの課題

現行の飼料生産ヘルパーの事業実施については、公平性、透明性を確保する観点から以下の 2 点が課題となっております。

- (1) 補助対象となる飼料生産ヘルパーの利用料金は、本来、ヘルパー出役費として刈取作業等の作業時間や作業面積に応じて支払われるべきものでありますが、現状ではロール個数など作業の生産量を基準とした利用料金の設定となっている組合も散見され、県或いは組合により設定が種々となっており、誤解を招きやすい状況にあること
- (2) また、飼料生産ヘルパーについては、同種（例えば、刈り取りからラップまで）の作業の場合においても、地域による様々な料金設定や、受益農家間に大きな格差が生じている状況にあること

2. 当面の対応

当面の対応として、飼料生産ヘルパーについては、補助対象の上限の設定を平成 2 6 年度から実施することとしました。

なお、平成 2 7 年度以降の事業の実施についても、飼料生産ヘルパー以外のメニューについて、限られた予算の中で効率的、効果的に実施し、その内容を最適化するため、実施内容を検証した上で、必要な見直しを行う予定です。

(別紙 略)

(3) 家畜輸送ヘルパー

ア 家畜輸送ヘルパー

- ① 家畜輸送準備・移動、輸送依頼農家牛舎前作業、家畜輸送、家畜市場内作業、セリ、帰路までの家畜輸送に関する全作業を行う家畜輸送ヘルパー。
- ② なお、肉用牛ヘルパー利用組合が家畜輸送車を借り上げてヘルパー要員が輸送を行う場合、「肉用牛ヘルパー活動に必要な機具の借上げ」として当該家畜輸送車両の借上料については補助対象にできる。ただし、一時的なレンタルに限る。

イ 家畜輸送専門ヘルパー

- ① 家畜輸送準備・移動、輸送依頼農家牛舎前作業、家畜輸送、家畜市場内作業、帰路等運搬を専門に行う家畜輸送専門ヘルパー。
- ② なお、成牛運搬（引廻しを含む）ヘルパーの対象牛は、1の「肉用牛の定義」の中の、繁殖牛又は育成牛であって、原則、妊娠している牛（妊娠していない牛の運搬は補助対象外）であること。

ただし、キャトルブリーディングステーション（以下、CBSとする）や公共牧場等に預託し、預託先で繁殖を行う場合又は家畜市場等で雌牛の登録審査を行う場合は、この限りではない。

- ③ また、肉用牛ヘルパー利用組合は、運搬対象牛が妊娠牛の運搬であることの証拠書類として、妊娠鑑定証明書（写）又は妊娠牛であることを表示した家畜市場のセリ名簿（写）を証拠書類として保管すること。

ただし、CBSや公共牧場等へ預託する場合は、預託の事実が分かる書類（写）、登録審査場へ輸送する場合は、登録審査が実施された事実が分かる書類（写）で代えることができるものとする。

- ④ 成牛運搬の利用料金設定

成牛の家畜市場への運搬については、既に設定している子牛運搬と比較し、牛舎引出し・車積込みに多少の時間が掛かるものの、基本的行程・時間は以下のとおり、おおそ子牛運搬と同程度と判断される。

（参考）子牛運搬と成牛運搬の場合の牛舎引出し・車積込み

◇子牛運搬の所要時間：20分

◇成牛運搬の所要時間：20～25分程度

したがって、成牛運搬ヘルパーの利用料金設定については、現行の子牛運搬の積算に基づく基本料金によるものとする。

ウ 家畜市場内引廻しヘルパー

- ① セリ上場前後の家畜の世話、セリ上場及び購買者への家畜の引渡し等並びに家畜市場内引廻しヘルパー。
- ② 作業区分を組み合わせた作業を行う場合にあっては、その合計時間を所要時間とすることができるものとする。

◇家畜市場内引廻しヘルパーに関する留意事項

家畜市場内引廻しヘルパー作業については、作業の性格上、複数のヘルパー要員により作業分担して引廻しが行われる場合が想定される。この場合、ヘルパー利用者の出荷子牛の引廻しとともに、ヘルパー要員自らが出荷する子牛が含まれる場合もある。

本来、ヘルパー要員の出荷子牛の引廻しについては、ヘルパー要員として出役している本人が引廻しを行うのが基本ではあるが、作業の性格上、複数のヘルパー要員により作業分担して引廻しが行われること、上場順番及び上場頭数等の関係から、ヘルパー要員自らの出荷子牛をヘルパー要員自ら引廻しを行うことができず、他のヘルパー要員が引廻しを行う場合も想定され、引廻しを行ったのが本人なのか他のヘルパー要員なのか判然としないことが多い。

この場合の補助金上の取扱いは、ヘルパー要員自らの出荷子牛については、補助対象とならないことに留意すること。したがって、ヘルパー利用者が引廻しを依頼した出荷子牛のみが補助対象となる。（補助対象頭数は、ヘルパー要員の出荷子牛頭数を除いた頭数となる。）

なお、このルールは、家畜輸送等についても同様の扱いとなる。

エ 家畜輸送ヘルパー（家畜輸送、家畜輸送専門、家畜市場内引廻し）基本料金の算定

- ① 基本料金の算定基礎として5の別表1「肉用牛繁殖経営における労働費」を用いるものとする。
- ② 5の別表1「肉用牛繁殖経営における労働費」に基づき、令和元年から令和5年までの5年間の繁殖雌牛飼養月平均頭数17.6頭、子牛販売頭数13.3頭であることから、1か月の出荷頭数約1頭程度の農家が主体であり、平均飼養頭数以上の大型農家は、自家用運搬車を所有していることを加味し、1頭当たりの基本料金を設定するものとする。
- ③ ただし、共進会や品評会等への出品を目的とした家畜輸送や肥育牛の出荷及び肥育素牛の導入に係るヘルパー作業は対象外とする。
- ④ 家畜輸送ヘルパー（家畜輸送、家畜輸送専門、家畜市場内引廻し）に要する作業時間については、以下によるものとする。

◇家畜輸送ヘルパー、家畜輸送専門ヘルパー、家畜市場内引廻しヘルパーに要する時間

作業場所	作業区分	所要時間（分）			備考
		(ア) 家畜輸送	(イ) 輸送専門	(ウ) 引廻し	
運搬準備・移動	運搬準備 ①	40	40	20	運搬車点検、清掃、消毒含む
	要員車庫前→運搬依頼農家前 ②	30	30		
運搬依頼農家牛舎前	子牛積込み準備 ③	10	10		敷料・オガ粉入れ
	子牛捕獲・損傷等確認 ④	10	10		出荷用頭絡
	牛舎引出し・車積込み ⑤	20	20		
運搬車	運搬（往路） ⑥	86	86	30	距離：50km
家畜市場	子牛荷降し・上場手続 ⑦	35	35	17.5	家畜市場到着
	・体重・体高測定	(10)	(10)	(5)	※引廻しヘルパーは、家畜輸送専門ヘルパーとの共同作業となるので、補助者的役割につき、所要時間は 1/2 とする。
	・子牛登記書、個体識別番号等書類と本牛との確認	(10)	(10)	(5)	
	・予防接種等書類確認	(5)	(5)	(2.5)	
	・損徴、悪癖、奇形、損傷等の確認	(10)	(10)	(5)	
	繋留場移動、保定 ⑧	10	10	10	
	購買者下見説明対応 ⑨	30		30	複数購買者説明
セリ	上場準備、家畜市場内引廻し ⑩	115		115	
帰路準備	運搬車等清掃・消毒 ⑪	40	40	20	敷料・オガ粉処分等
運搬車	帰路（復路） ⑫	60	60	30	
	運搬依頼農家への業務終了報告等 ⑬	20	20		「肉用牛ヘルパー実施報告書」の依頼農家確認署名等の取得
	運搬依頼農家前→要員車庫前 ⑭	30	30		
合計		536	391	272.5	

(注) I 家畜商等聞き取り調査

- i セリ開始時間：午前 10:00～
- ii 搬入時間：午前 8:30 まで
- iii 運搬時間計算例

※ 聞き取り調査に基づき起点から家畜市場までの一般的な輸送距離を 100 km以内とし、その中間距離 50 kmを基本料金積算における基準距離とする。

・往路：片道の距離 50km÷平均速度 35km≒86 分

・復路：片道の距離 50km÷平均速度 50km≒60 分

II 家畜市場内引廻しの流れ

繫留所 → 誘導レール（手引） → セリへの引き出し → （セリ成立） → 購買者耳標装着 → 繫留場へ移動 → 保定 → （運搬車への積込み） → セリ終了後の販売伝票受取り・確認

III ⑩の家畜市場内引廻しの所要時間については、家畜市場ルールによる当日のセリ順番（出場番号）も考慮した拘束時間

⑤ 拘束時間

（ア）家畜輸送	536 分≒8.93 時間
（イ）輸送専門	391 分≒6.52 時間
（ウ）引廻し	【全作業】 272.5 分≒4.54 時間 【引廻しのみ（①+⑥+⑩+⑪+⑫）】 215 分≒3.58 時間

⑥ 基本料金の計算

（単位：円）

	子牛 1 頭当たり基本料金	補助上限額
（ア）家畜輸送	1,418 円/時×8.93 時間≒12,660	12,660 円×1/2=6,330
（イ）輸送専門	1,418 円/時×6.52 時間≒9,250	9,250 円×1/2=4,625
（ウ）引廻し	【全作業】 1,418 円/時×4.54 時間≒6,440 【引廻しのみ（①+⑥+⑩+⑪+⑫）】 1,418 円/時×3.58 時間≒5,080	【全作業】 6,440 円×1/2=3,220 【引廻しのみ】 5,080 円×1/2=2,540

オ 家畜輸送ヘルパー（豪雪地帯等に関する特例措置）基本料金の算定

① 基本料金の算定基礎として5の別表1「肉用牛繁殖経営における労働費」を用いるものとする。

② 豪雪地帯対策特別措置法で、豪雪地帯及び特別豪雪地帯に指定されている市町村に該当する肉用牛ヘルパー利用組合にあっては、冬期間（12月～3月）の豪雪等による家畜輸送の難渋性、依頼農家牛舎周辺の除雪状況及びより慎重な運転等を考慮し、家畜輸送に要する作業時間に2割を加算できる（以下「1.2倍加算ルール」という。）ものとする。

※ 豪雪地帯等における1.2倍加算ルールについては、全日本トラック協会「運賃料金適用方（参考例）」において、冬季割増率が2割となっていることを参考とする。

③ 拘束時間

家畜輸送	$8.93 \text{ 時間} \times 1.2 \div 10.72 \text{ 時間}$
輸送専門	$6.52 \text{ 時間} \times 1.2 \div 7.82 \text{ 時間}$

④ 基本料金の計算

（単位：円）

	子牛1頭当たり基本料金	補助上限額
家畜輸送	$1,418 \text{ 円/時} \times 10.72 \text{ 時間} \div 15,200$	$15,200 \text{ 円} \times 1/2 = 7,600$
輸送専門	$1,418 \text{ 円/時} \times 7.82 \text{ 時間} \div 11,090$	$11,090 \text{ 円} \times 1/2 = 5,545$

⑤ 都道府県畜産協会は、この1.2倍加算ルールを採用し都道府県下の肉用牛ヘルパー利用組合に適用する場合にあっては、あらかじめ適用期間、適用日（家畜輸送日）の積雪や道路状況による1.2倍加算ルールの適用の判断基準（適用の可否）、届出書様式等の作成、指導等を行い、ヘルパー利用組合に周知徹底するものとする。

⑥ ヘルパー利用組合は、1.2倍加算ルールを採用する場合にあっては、あらかじめ都道府県畜産協会に届出書を提出し、都道府県畜産協会会長の承認を得るものとする。

<参考>豪雪地帯の指定要件

- i 国土交通省令・総務省令・農林水産省令で定める期間における累年平均積雪積算値が5,000 cm日以上の地域
- ii 令和7年4月1日現在、24道府県・532市町村が豪雪地帯として指定

⑦ 豪雪地帯等の指定状況は、10「豪雪地帯及び特別豪雪地帯一覧」のとおり。

(参考) 全日本トラック協会HP「運賃料金適用方(参考例)」(抜粋)

貸切運賃料金適用方

I. 距離制運賃料金適用方

1～14 (略)

(冬期割増)

15. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2

16～24 (略)

II. (略)

○運賃割増率

1～3 (略)

4. 冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自 11月16日	2割
	至 4月15日	
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月1日 至 3月31日	2割
岩手県のうち, 北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち, 会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち, 高山市・大野郡・下呂市・郡上市		

(以下略)

カ 家畜輸送ヘルパー（100km 超の輸送に関する特例措置）基本料金の算定

（ア）100km 超の輸送に関する特例措置の前提条件

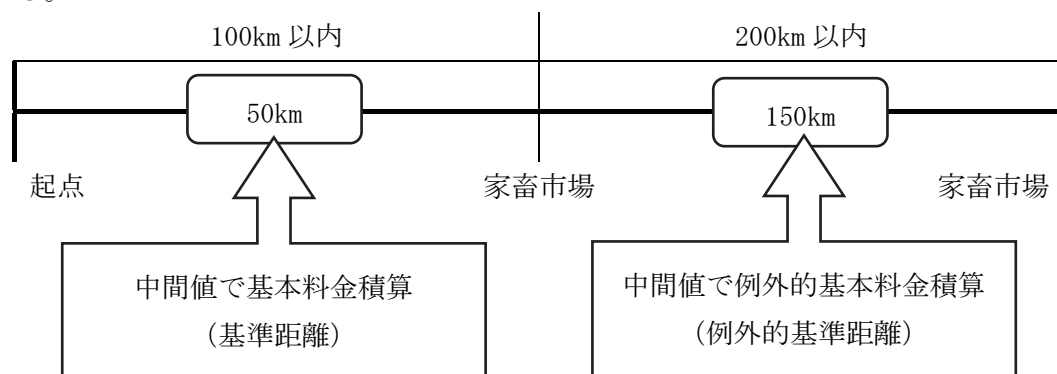
輸送距離 100 km超の家畜輸送ヘルパー（以下、「長距離輸送ヘルパー」という。）については、家畜輸送利用者の多くを占める高齢者、傷病者、零細規模農家等から相応の負担を強いることになるので、所要の手続を経て（別紙5）、特例措置の対象となる肉用牛ヘルパー利用組合の要件等を勘案し、やむを得ないものと最終的に判断された場合に限り、例外的に認めることとする。

（イ）対象となる肉用牛ヘルパー利用組合の要件

起点から家畜市場までの走行距離が、最短ルートで 100 km超の地域を範囲として含む肉用牛ヘルパー利用組合とする。

（ウ）長距離輸送ヘルパーに係る基本料金（例外的基本料金）について

- ① 基本料金の積算基礎として5の別表1「肉用牛繁殖経営における労働費」を用いるものとする。
- ② 家畜輸送ヘルパーの基本料金と同様に、1 か月の出荷頭数約 1 頭程度の農家が主体であるものと考え、子牛 1 頭当たりの料金を設定するものとする。
- ③ 長距離輸送ヘルパーにおける走行距離については、肉用牛ヘルパー利用組合が起点として定める場所から家畜市場までの走行距離を 200 km程度と想定し、一般的な走行距離 100 kmとの中間距離 150 kmで例外的基本料金を積算するものとする。



- ④ 長距離輸送ヘルパーに要する作業時間については、以下によるものとする。

◇長距離輸送ヘルパーに要する時間

作業場所	作業区分	所要時間（分）		備考
		家畜輸送	輸送専門	
運搬準備・移動	運搬準備	40	40	運搬車点検、清掃、消毒含む
	要員車庫前→起点	30	30	
起点	子牛積込み準備	10	10	敷料・オガ粉入れ
	子牛捕獲・損傷等確認	10	10	出荷用頭絡
	牛舎引出し・車積込み	20	20	
運搬車	運搬（往路）	257	257	距離：150km
家畜市場	子牛荷降し・上場手続	35	35	家畜市場到着
	・体重・体高測定	(10)	(10)	
	・子牛登記書、個体識別番号等書類と本牛との確認	(10)	(10)	
	・予防接種等書類確認	(5)	(5)	
	・損徴、悪癖、奇形、損傷等の確認	(10)	(10)	
	繋留場移動、保定	10	10	
	購買者下見説明対応	30		複数購買者説明
セリ	上場準備、家畜市場内引廻し	115		
帰路準備	運搬車清掃・消毒	40	40	敷料・オガ粉処分
運搬車	帰路（復路）	180	180	距離：150km
	運搬依頼農家への業務終了報告等	20	20	「肉用牛ヘルパー実施報告書」の依頼農家確認署名等の取得
	運搬依頼農家前→要員車庫前	30	30	
合計		827	682	

⑤ 運搬時間計算例

- ・往路：片道の距離 150km÷平均速度 35km÷257 分
- ・復路：片道の距離 150km÷平均速度 50km÷180 分

⑥ 拘束時間

家畜輸送	827 分÷13.78 時間
輸送専門	682 分÷11.37 時間

⑦ 例外的基本料金の計算

(単位：円)

	子牛 1 頭当たり基本料金	補助上限額
家畜輸送	1,418 円/時×13.78 時間≒19,540	9,770
輸送専門	1,418 円/時×11.37 時間≒16,120	8,060

(エ) 長距離輸送ヘルパーの利用料金設定における起点の考え方

- ① 肉用牛ヘルパー利用組合が長距離輸送ヘルパーの利用料金（以下、「長距離輸送料金」という。）を設定する場合は、あらかじめ長距離輸送ヘルパーの起点とする場所について、1 か所を定めるものとする。
- ② 肉用牛ヘルパー利用組合が定める起点は、ヘルパー要員が居住する最寄りの公的又は準ずる機関（市町村役場（支所・出張所含む）、公民館、J A（支所・出張所含む）、地域集会所等）が所在する場所とする。
 なお、複数の家畜輸送要員がいる場合にあっても、肉用牛ヘルパー利用組合が定める起点は1 か所とする。（同一組合で距離別に複数段階で料金設定を行うことは可能。）
- ③ ヘルパー要員が、同一運搬車で複数頭を同時に運搬する場合にあっても、家畜輸送の起点に変更はないものとする。

(オ) 長距離輸送料金設定における走行距離の考え方

- ① 肉用牛ヘルパー利用組合が長距離輸送料金を設定する場合は、起点から家畜市場までの走行距離について、最短ルートを採用するものとする。
- ② 最短ルートは、カーナビや距離計算サイトを利用して選定することとし、輸送上の安全確保走行に要する時間や子牛への事故防止等に配慮したものとする。

(カ) 長距離輸送料金設定に係る事務手続

- ① 肉用牛ヘルパー利用組合における手続
 - a 肉用牛ヘルパー利用組合は、家畜輸送の利用者、家畜輸送のヘルパー要員双方から長距離輸送料金設定に関する意見交換等を行い組合内の意思統一を図る。
 - b 肉用牛ヘルパー利用組合は、長距離輸送ヘルパーの起点となる場所について、1 か所を定めること。
 - c 肉用牛ヘルパー利用組合は、起点から家畜市場までの最短ルートをカーナビや距離計算サイトを利用して決定すること。決定に当たっては、走行距離が 100 km 超であることを確認するとともに、走行ルートと走行距離が記載されたものを積算根拠として保管すること。
 - d 肉用牛ヘルパー利用組合は、決定した最短ルートに基づき長距離輸送料金の積算と利用料金表を作成すること。
 - e 肉用牛ヘルパー利用組合は、総会において、長距離輸送料金設定の積算、利用

料金の変更等に関する組合規約の改正（一部改正）について決議すること。（様式1）

- f 肉用牛ヘルパー利用組合は、総会の議決を経て、「〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合規約の変更案」、「長距離輸送ヘルパー利用料金設定申請書」及び添付資料（以下「申請書類一式」という。）をそろえて、都道府県畜産協会代表者に申請すること。（様式2）
- g 肉用牛ヘルパー利用組合は、都道府県畜産協会等の指導を受け、適切な長距離輸送料金の設定を行うこと。
- h また、次年度以降も引き続き長距離輸送料金の適用を希望する場合には、適用したい年度ごとに、その積算資料を実施計画書に添付の上、都道府県畜産協会あて、届け出るものとする。

② 都道府県畜産協会における手続

- a 都道府県畜産協会は、肉用牛ヘルパー利用組合から提出された申請書類一式の内容を精査するとともに、必要に応じて説明等を受けること。
- b 都道府県畜産協会は、高齢者の家畜輸送利用者への経営的負担等に配慮しつつ、申請内容等を精査すること。
- c 都道府県畜産協会は、規約承認の前に、事前協議（国、機構、全国協会及び都道府県畜産協会の4者等で実施）のために必要な資料（申請書類一式等）の準備とその対応を行うこと。
- d また、都道府県畜産協会は、肉用牛ヘルパー利用組合から長距離輸送料金設定のための申請書類一式の提出があった場合、申請書類一式のコピー3部を速やかに全国協会に送付すること。
- e 都道府県畜産協会は、事前協議結果や指導事項を踏まえ、長距離輸送料金設定の修正内容等を肉用牛ヘルパー利用組合に報告するとともに、適切な指導を行うこと。
- f 都道府県畜産協会は、規約の変更及び長距離輸送料金の承認後、速やかに承認通知書を肉用牛ヘルパー利用組合に通知すること。
併せて、規約改正について都道府県知事に届け出るものとする。
- g 都道府県畜産協会は、次年度以降も引き続き、当該肉用牛ヘルパー利用組合の長距離輸送料金適用を認める場合には、当該組合からの積算資料を実施計画書に添付の上、機構あて、長距離輸送料金適用について届け出るものとする。

③ 事前協議

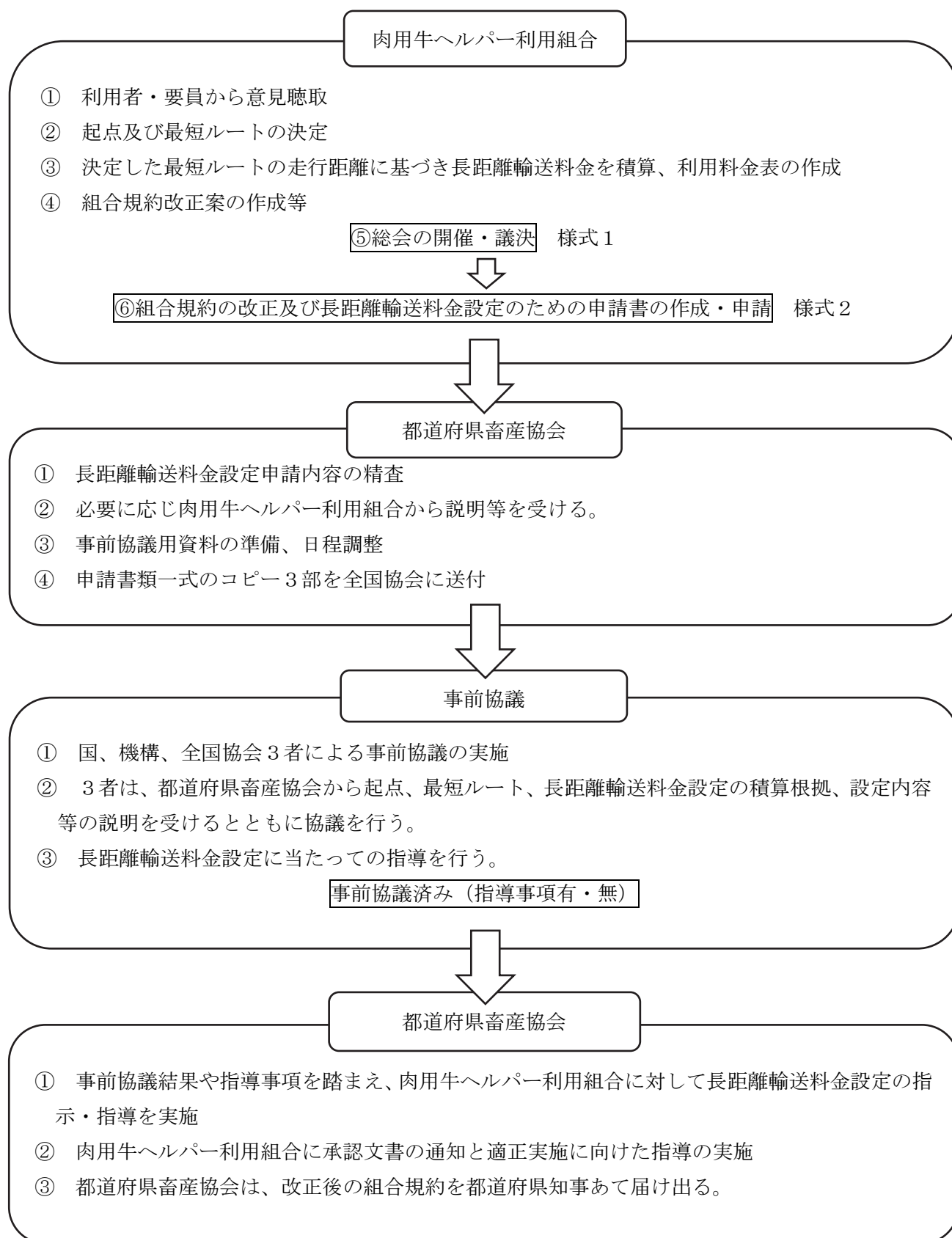
- a 全国協会は、都道府県畜産協会から申請書類一式（写）の提出があったときは、速やかに国、機構に送付すること。
- b 機構は、全国協会に対して、その内容、書類関係等のチェックや事前協議の日程調整を指示すること。

- c 国、機構、全国協会の３者は、申請都道府県畜産協会等からの説明を受け、長距離輸送料金設定の妥当性や長距離輸送料金内容等について協議を行うこと。
- d 国、機構、全国協会の３者は、申請都道府県畜産協会等に対して、適切な指導等を行うこと。

④ その他

- a 別紙の「長距離輸送料金設定のための事務手続の流れ（フローチャート）」参照のこと。
- b 肉用牛ヘルパー利用組合は、出荷牛が確実に家畜市場へ輸送されたかを確認するため、出荷先のセリ名簿及び輸送牛が移動したことを証する書類（牛の個体識別情報（写）等）を証拠書類として整備すること。
- c 家畜輸送専門ヘルパーにおける長距離輸送料金の設定を行う場合も、この長距離輸送ヘルパーの手続に準ずるものとする。

長距離輸送料金設定のための事務手続の流れ



様式 1

長距離輸送料金設定に伴う組合規約の変更について

〇〇肉用牛ヘルパー利用組合

(議案)

当肉用牛ヘルパー利用組合が実施する家畜輸送については、起点から家畜市場までの走行距離が、最短距離で 100 km 超（片道）の地域が範囲として含まれることから、当該地域の長距離輸送料金として、下記のとおり設定することとし、当肉用牛ヘルパー利用組合規約のヘルパー利用料金に関する事項の一部改正を行う。

記

1 長距離輸送料金設定地域の範囲

(地域範囲を示す住所、部落名等を記入、範囲を示す地図を添付)

2 長距離輸送料金設定地域の起点と家畜市場

(1) 起点：(起点となる場所の住所、施設名称等を記入、起点を示す地図を添付)

(2) 家畜市場名称：(家畜市場の住所を記入、家畜市場を示す地図を添付)

3 最短ルート及び最短輸送距離

(1) 最短ルート：(起点から家畜市場までの最短ルート（起点→町道〇号→県道〇号→国道〇号→市場）を記入、ルートを示す地図を添付)

(2) 最短輸送距離： km

4 長距離輸送料金の設定

作業区分	最短輸送距離 (km)	長距離輸送料金(1頭当たり)	
		利用料金	補助対象額
家畜輸送ヘルパー		円	円
家畜輸送専門ヘルパー		円	円

(注) 長距離輸送料金設定ができるのは、起点から家畜市場までの安全等を考慮した走行距離が最短で片道 100km 超である場合とし、カーナビや距離計算サイトのルートを積算根拠とすることに留意すること。

添付資料

- 1 長距離輸送料金設定地域の範囲、起点、家畜市場、輸送ルートを示す地図を添付
- 2 長距離輸送料金設定の積算根拠(別紙)
- 3 その他説明に必要な資料

(別紙)

長距離輸送料金設定を適用する場合の積算根拠

(1) 子牛1頭の市場出荷に要する時間積算

作業場所	作業区分	所要時間 (分)	備考
運搬準備・移動	運搬準備		
	要員車庫前→起点		
起点	子牛積込み準備		
	子牛捕獲・損傷等確認		
	牛舎引出し・車積込み		
運搬車	運搬 (往路)		距離 km
家畜市場	子牛荷降り・上場手続 ・体重・体高測定 ・子牛登記書、個体識別番号等書類 と本牛との確認 ・予防接種等書類確認 ・損徴、悪癖、奇形、損傷等の確認		
	繋留場移動、保定		
	購買者下見説明対応		
	セリ	上場準備、家畜市場内引廻し	
	帰路準備	運搬車清掃・消毒	
	運搬車	帰路 (復路)	距離 km
		運搬依頼農家への業務終了報告等	「肉用牛ヘルパー実施報告書」の依頼農家確認署名等の取得
		運搬依頼農家前→要員車庫前	
合計			約 時間 (拘束時間)

(2) 運搬時間計算

- ・往路_____時間 ()
- ・復路_____時間 ()

(3) 子牛1頭当たり利用料金等

- ① 事業費ベース $1,418 \text{ 円/時} \times \text{時間} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ 円} \div \underline{\hspace{2cm}} \text{ 円/頭}$
- ② 補助金ベース ① $\times 1/2$ (補助率) $= \underline{\hspace{2cm}} \text{ 円/頭}$

様式 2

(肉用牛ヘルパー利用組合→都道府県畜産協会)
(国、機構、全国協会事前協議用)

年 月 日

都道府県畜産協会
会長あて

〇〇肉用牛ヘルパー利用組合
組合長

家畜輸送ヘルパーの長距離輸送料金設定に係る組合規約の一部改正に
係る承認申請について

このことについて、家畜輸送ヘルパーに係る長距離輸送料金の設定について当肉用牛ヘルパー利用組合総会において決議されたことから、当肉用牛ヘルパー利用組合規約の一部を別紙のとおり改正したいので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添 2 の第 2 の 2 の規定に基づき申請します。

別紙：「〇〇肉用牛ヘルパー利用組合規約新旧対照表」

添付資料：〇〇肉用牛ヘルパー利用組合総会における関係資料
(様式 1 による総会での決議内容 (写))

(4) 削蹄ヘルパー（削蹄補助ヘルパー）

ア 削蹄ヘルパー及び削蹄補助ヘルパーで補助対象となるヘルパー要員について

① 削蹄ヘルパーのヘルパー要員

削蹄師の免許を取得している等、適当な技術を有している肉用牛農家が、互助制度の下で、利用組合のヘルパー要員として登録されていて、利用組合の出役調整を受けてヘルパー要員として削蹄を行う場合に限って補助対象とする。

② 削蹄補助ヘルパーのヘルパー要員

削蹄師の免許を取得している等、適当な技術を有している者が削蹄を行うときに、利用組合のヘルパー要員として登録されている者が、削蹄作業を円滑に実施するための補助的業務（以下「削蹄補助」という。）に従事するヘルパー要員に係る料金に限って補助対象とする。

なお、削蹄師の免許を取得している等、適当な技術を有している者がヘルパー要員か非ヘルパー要員かは問わない。

イ 削蹄ヘルパーの基本料金の算定

① 基本料金は、削蹄する対象牛1頭当たりの料金とする。

② 補助対象となる繁殖牛・育成牛及び子牛の料金設定については、各ヘルパー組合で定める利用料金を尊重する（基本とする）。

③ ただし、同一県内のヘルパー利用組合間で、1頭当たりの削蹄料金に差のあるものが認められる場合には、都道府県等の指導の下、都道府県畜産協会を通じて、比較的高めの料金設定となっているものを下方修正等し、その格差の改善に努めるものとする。

④ また、削蹄ヘルパーの基本利用料金等については、限られた予算の中で効率的かつ効果的に実施し、その内容を適正化するため、今後、実施内容を検証した上で、必要な見直しを行うものとする。

ウ 削蹄補助ヘルパーの基本料金の算定

① 基本料金は、削蹄する対象牛1頭当たりの料金とする。

② 基本料金算定の積算基礎として、5の別表1「肉用牛繁殖経営における労働費」に基づく労働費（円/時）を用いるものとする。

③ 削蹄補助に要する作業時間については、以下によるものとする。

◇削蹄牛 1 頭当たりの削蹄補助に要する作業時間（繁殖牛・育成牛の場合）

作業区分	作業内容	所要時間（分）		備考
		枡場持参	枡場持参なし	
準備作業	要員倉庫前→枡場積込み等 ①	5		道具準備積込み
	要員倉庫前→削蹄依頼農家 ②	50	50	往路、消毒を含む
	削蹄枡場設置準備 ③	5		
削蹄牛 1 頭ごと の作業	削蹄作業 ④	20	20	(4 肢×2.5 分)
	削蹄牛捕獲・移動	(5)	(5)	
	削蹄四肢保定・除糞等	(10)	(10)	
	削蹄	—	—	
	削蹄牛の牛舎移動	(5)	(5)	
終了作業	削蹄枡場移動・掃除等 ⑤	5		
	削蹄依頼農家→要員倉庫前 ⑥	50	50	復路、消毒を含む
合 計		135	120	

※ なお、子牛市場出荷前の子牛 1 頭当たりの削蹄補助に要する作業時間については、削蹄が初体験であることによる子牛取扱時間、子牛馴致の有無、生産物である出荷子牛の瑕疵への配慮（より丁寧な取扱い）等による作業時間を考慮し、繁殖牛・育成牛とは体躯の差はあるが、繁殖牛・育成牛に要する 1 頭ごとの作業時間 20 分に準じることができるものとする。

④ 削蹄補助ヘルパーの拘束時間

枡場を持参して作業を行う場合	135 分÷2.25 時間
出役先の枡場を使用して作業を行う場合	120 分÷2.0 時間

⑤ 削蹄補助の削蹄牛 1 頭当たり基本料金の計算

(単位：円)

	削蹄補助 1 頭当たり基本料金	補助上限額
枡場持参	【繁殖牛・育成牛】 1,418 円/時×2.25 時間÷3,190	【繁殖牛・育成牛】 3,190 円/頭×1/2=1,595
	【子牛】 1,418 円/時×2.25 時間÷3,190	【子牛】 3,190 円/頭×1/2=1,595
枡場持参なし	【繁殖牛・育成牛】 1,418 円/時×2.0 時間÷2,840	【繁殖牛・育成牛】 2,840 円/頭×1/2=1,420
	【子牛】 1,418 円/時×2.0 時間÷2,840	【子牛】 2,840 円/頭×1/2=1,420

(5) 除角ヘルパー

ア 除角ヘルパーの基本料金の算定

- ① 基本料金は、除角する対象牛1頭当たりの料金とする。
- ② 基本料金算定の積算基礎として、5の別表1「肉用牛繁殖経営における労働費」に基づく労働費（円/時）を用いるものとする。
- ③ 除角に要する作業時間については、以下によるものとする。

◇除角に要する子牛1頭当たりの作業時間

作業区分	作業内容	所要時間（分）		備考
		全作業	補助	
準備作業	要員倉庫前→枡場積込み等 ①	5	5	保定枡準備等
	要員倉庫前→除角依頼農家 ②	50	50	往路、消毒を含む
	保定枡場設置準備 ③	5	5	
除角牛 1頭ごとの作業	除角作業 ④	60	25	止血等確認時間を含む
	子牛牛捕獲・移動	(10)	(10)	
	子牛の枡場保定	(10)	(10)	
	除角	(20)		
	止血・消毒等作業	(15)		
	牛舎への移動	(5)	(5)	
終了作業	保定枡場移動・掃除等 ⑤	5	5	
	除角依頼農家→要員倉庫前 ⑥	50	50	復路、消毒を含む
合 計		175	140	

※ 満12か月齢以上の繁殖牛・育成牛を対象とする場合にあっては、別途、除角に要する1頭当たりの作業時間を作成し積算を行うものとする。

イ 拘束時間

全除角作業	175 分 ÷ 2.92 時間
除角補助作業	140 分 ÷ 2.33 時間

ウ 基本料金の計算（子牛の場合）

（単位：円）

区分	除角牛1頭当たり基本料金	補助上限額
全除角作業	1,418 円/時 × 2.92 時間 ÷ 4,140	4,140 円/頭 × 1/2 = 2,070
除角補助作業	1,418 円/時 × 2.33 時間 ÷ 3,300	3,300 円/頭 × 1/2 = 1,650

(6) 分娩管理ヘルパー

ア 繁殖牛の泌乳量（初乳）が十分でない場合、繁殖牛の哺育放棄及び超早期母子分離等のための代用乳哺育等の付加作業については、付加作業（オプション）として設定することができるものとする。

イ 分娩管理ヘルパー利用の基本料金の算定

- ① 基本料金は、分娩する対象牛1頭当たりの料金とする。
- ② 基本料金算定の積算基礎として、5の別表1「肉用牛繁殖経営における労働費」に基づく労働費（円/時）を用いるものとする。
- ③ 分娩に要する作業時間については、以下によるものとする。

◇分娩管理ヘルパーに要する時間（正常分娩の場合）

作業内容	所要時間 (分)	備考
作業前後	50	往路、防疫対策として
移動、着替え、消毒（車両、長靴等）	50	復路、防疫対策として
分娩房の準備	20	敷料、飼槽、飲水器掃除等
分娩牛の分娩房への移動	20	分娩牛の捕獲・移動
分娩牛の分娩兆候の観察	30	体温測定、尾根部・粘液・外陰部・乳房等の変化の確認
陣痛から分娩までの平均時間	162	22～420 分娩助産 * 1 鳥取種畜牧場調査試験報告書（1968）
分娩直後の子牛・繁殖牛管理	30	鼻、口の粘着物等の拭き取り、臍帯の消毒、雌雄判定及び後産の確認・処理
子牛の出生から初乳摂取までの時間	87	分娩後の管理 出生→立上がり開始→起立・歩行→初回の初乳摂取の確認 * 2 （久馬 1981）
合 計	449	7.48 時間（拘束時間）

（注）* 1 及び 2：『これからの和牛繁殖』その飼養管理と繁殖技術」高橋政義著（日本畜産振興会）

ウ 基本料金の計算

（単位：円）

分娩牛1頭当たり基本料金	補助上限額
1,418 円/時×7.48 時間÷10,610	10,610 円/頭×1/2=5,305

8. 肉用牛ヘルパー料金の徴収方法と支払方法及び関係証拠書類

(1) 肉用牛経営からの肉用牛ヘルパー料金の徴収方法

ヘルパー利用者は、肉用牛ヘルパー利用組合が指定した銀行口座に振り込む（引き落としも含む）ものとする。（現金による収受は認めない）

なお、肉用牛ヘルパー利用組合が、肉用牛改良部会等と一体的に行われている等の理由であっても、組織としては別であることから、当該改良部会名義の口座を利用するのではなく、肉用牛ヘルパー利用組合としての口座を開設すること。

(2) ヘルパー要員に対する肉用牛ヘルパー料金の支払方法

肉用牛ヘルパー利用組合は、金融機関を通じ、肉用牛ヘルパー要員が指定した口座に振り込むものとする。（現金による収受は認めない）

(3) 関係証拠書類

① 徴収関係：下記項目を含む利用申込書・実施報告書又は管理台帳

- ・ 受付日
- ・ 利用者氏名
- ・ ヘルパー作業実施日
- ・ 担当ヘルパー要員
- ・ 作業区分
- ・ 利用料金（税込、税別の区分を明記すること）
- ・ 作業対象牛について（頭数、個体識別番号等）
- ・ 利用者の確認日、署名欄
- ・ ヘルパー利用理由（「傷病時等ヘルパー」の場合は、3の（1）のウの証拠書類を別途整備すること）

※ 肉用牛ヘルパー利用組合は、定期的（利用料金振込時等）にヘルパー利用者へ利用実績の確認を行うこととし、その証拠としてヘルパー利用者の自筆サインが入った実施報告書（管理台帳を含む）又はその写しを保存するものとする。

② 振込関係：振込依頼書、引き落とし証明書

9. 各書類の様式例

- (1) 肉用牛ヘルパー利用組合の組織規約（例）
- (2) 肉用牛ヘルパー要員登録契約書（例）
- (3) 肉用牛ヘルパー利用料金表（例）
- (4) 肉用牛ヘルパー利用申込書（例）
- (5) 肉用牛ヘルパー実施報告書（例）
- (6) 肉用牛ヘルパー利用組合の総会と議案書（例）
- (7) リース機械器具等の管理規程（例）

(1) 肉用牛ヘルパー利用組合の組織規約（例）

〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合規約

第1条（目的）

この組合は、肉用牛経営を営む農家等が協力し合い、個々の経営では効率的に行い難い作業、重労働を伴う作業、傷病時等の就農不能時における作業を互いに協力し合って行うことにより、安全でゆとりある畜産経営を確立することを目的とする。

第2条（名称）

この組合は、〇〇〇〇組合と称する。

第3条（所在地）

この組合の所在地は、〇〇〇〇に置くものとする。

第4条（構成）

本組合の会員は〇〇〇〇の肉用牛の飼養農家等であって、本組合の趣旨に賛同した会員で構成する。

第5条（事業）

本組合の事業は、次のとおりとする。

- (1) 肉用牛ヘルパー活動の組織化（推進協議会、活動計画策定、運営等）に関する事
- (2) 肉用牛ヘルパーの要員確保活動に関する事
- (3) 肉用牛ヘルパー出役調整に関する事
- (4) 肉用牛ヘルパー技術研修・講習会に関する事
- (5) 肉用牛ヘルパーの傷害・損害保険の加入に関する事
- (6) 利用組合の業務、組合員の肉用牛生産技術等の向上を図るための先進地調査、検討会の開催等に関する事
- (7) 肉用牛経営者の傷病時のヘルパー利用による互助制度の推進等に関する事
- (8) 肉用牛の輸送代行に関する事
- (9) 飼料生産（堆肥散布、耕起、播種を含む。）・調製（刈取り、乾燥、収穫、サイレージ調製を含む。）・運搬の代行に関する事
- (10) 肉用牛の飼養管理（削蹄、衛生等を含む。）、分娩管理の代行に関する事
- (11) その他組合の目的を達成するために必要な活動に関する事

第6条（役員）

本組合には次の役員を置き効率的な運営を図る。

組合長 1名 副組合長 1名 委員 〇名 監事 〇名

役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

第7条（会議）

本組合の会議は、次のとおりとし、組合長がこれを招集する。

- （１）総会
- （２）役員会

第8条（総会）

本組合の総会は年1回開催する。

- （１）組合長が必要と認めたときは、臨時総会を開催する。
- （２）総会は、その出席者の過半数をもって議決する。
- （３）総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- ①規約の改正
- ②事業計画並びに収支予算、決算
- ③運営費
- ④役員の選任
- ⑤ヘルパー要員の登録
- ⑥その他必要な事項

第9条（経費）

本組合の経費は、積立金、賦課金、助成金、その他をもって充てる。

第10条（ヘルパー要員）

- （１）本組合のヘルパー要員の登録は、登録契約書（別添①）によるものとする。
- （２）本組合がヘルパー要員に支払う料金は、肉用牛ヘルパー利用料金表（別添②）のとおりとする。

第11条（利用料）

本組合のヘルパー利用料金は、肉用牛ヘルパー利用料金表（別添②）のとおりとする。

第12条（責務）

ヘルパー要員は、ヘルパーとしての注意義務をもって業務を行うものとする。

第13条（経理）

この事業に係る経理は、〇〇〇〇農協、〇〇〇〇市町村の協力により、当組合事務局が行う。

第14条（利用の対象）

ヘルパー利用の対象となる条件は次のとおりとする。

- （１）冠婚葬祭
- （２）病気・傷害により一時的に労働ができないとき

- (3) 公用・研修等により労働ができないとき
- (4) 経営者が高齢者であるとき
- (5) 一時的に人手が足りないとき
- (6) 定期的に休日を定め休養を取るとき
- (7) その他（ ）

【注意事項】

「その他」の利用対象については、地震、津波、台風、大雨等の自然災害や法定伝染病の発生時への対応とし、肉用牛ヘルパー活動が必要な場合に限り補助対象とする。

この場合、肉用牛ヘルパー利用組合は、都道府県畜産協会と連絡調整を行うとともに、地元農協等と十分な連携体制を取るものとする。

第 15 条（利用の方法及び計画の変更）

- (1) ヘルパーを利用する肉用牛経営者は、別に定める利用申込書（別添③）に必要な事項を記入し、当組合事務局へ提出する。
- (2) 肉用牛経営者は、(1) による利用申込書に変更が生じた場合には、直ちに当組合事務局に連絡するものとする。
- (3) ヘルパーは、業務終了後別に定める実施報告書（別添④）を、当組合へ提出するものとする。

第 16 条（事業年度）

当組合の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第 17 条（附則）

この規約は 年 月 日より施行する。

【注意事項】 規約の制定・改正手続

1. 規約はヘルパー利用組合総会で議決し、都道府県畜産協会の承認を得てください。また、規約の改正、利用料の決定、決算等についても総会を経て決定してください（利用料の改訂を含む）。
2. ヘルパー利用組合は、農協、農協の和牛改良部会等とは別個の組織であることから、時間を分けるなど、これらの農協や部会等の総会とは別途に総会を開催してください。
3. 家畜輸送ヘルパーの運搬距離が 100 kmを超える場合での利用料金の設定に当たっては、規約改正の上、事前に都道府県畜産協会に相談し（機構等による事前協議（ヒアリング）対象となります。）実施すること。

(2) 肉用牛ヘルパー要員登録契約書(例)

別添①(規約第10条の(1)関係)

肉用牛ヘルパー要員登録契約書(例)

〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合(以下「甲」という)組合長〇〇と〇〇〇〇(以下「乙」という)とは、次のとおり肉用牛ヘルパー要員(〇〇〇例一家畜輸送要員)登録契約を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、甲が実施する肉用牛ヘルパー事業の円滑かつ迅速な体制を確保するため、乙を肉用牛ヘルパー要員として登録し、甲の組合員からの肉用牛ヘルパー要請に基づき、甲の指示に従い、肉用牛ヘルパー活動を行い、当該組合員の肉用牛生産基盤の安定に資することを目的とする。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、〇年〇月〇日から〇か年間とし、甲、乙異議のないときは、更に延長できるものとし、以後この例に従う。

(肉用牛ヘルパー要員の活動内容)

第3条(ヘルパーの活動の種類を明記)

(例)

- 1 肉用牛の市場出荷代行
- 2 肉用牛の飼養管理作業代行
- 3 飼料生産・調製・運搬作業代行

(ヘルパー利用料及び支払方法)

第4条ヘルパー利用料及び支払方法は次のとおりとする。

- 1 ヘルパー利用料
別に定める利用料金表(利用組合の規程に定めること)による。
- 2 支払方法
甲は、乙の指定した口座へ支払うものとする。

(責務)

第5条 乙は善良なるヘルパーとしての注意義務をもってヘルパー業務を行うものとする。ヘルパー業務の実施期間中に起きた事故及び損害については、保険で対応する。

(その他)

第6条 この契約について疑義が生じたとき、及びこの契約に定めのない事項について、甲、乙協議の上定めるものとする。

上記の証として、この契約書を2通作成し、甲、乙の署名、又は記名押印の上、各1通保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 住所

名称

代表者名

(印)

(乙) 住所

氏名

(印)

電話番号

口座番号 (普通、当座)

〇〇銀行〇〇支店番号

(3) 肉用牛ヘルパー利用料金表 (例)

別添② (規約第 10 条の (2) 及び第 11 条関係)

肉用牛ヘルパー利用料金表 (例)

(単位：円)

区分		利用料金	備考
傷病時等ヘルパー・高齢者ヘルパー	飼養管理ヘルパー	〇, 〇〇〇	繁殖牛飼養頭数 18 頭まで
		〇, 〇〇〇	19 頭からの加算金額 (繁殖牛 1 頭あたり)
	飼料生産ヘルパー	〇, 〇〇〇	一戸当たりの年間補助金の上限額
	家畜輸送ヘルパー	〇, 〇〇〇	運搬・市場内引廻し等一連の作業を行う場合
	豪雪地帯等輸送ヘルパー	〇, 〇〇〇	豪雪地帯等で輸送・市場内引廻し等一連の作業を行う場合
	長距離輸送ヘルパー	〇, 〇〇〇	輸送 (100km 超)・市場内引廻し等一連の作業を行う場合
	家畜輸送専門ヘルパー	〇, 〇〇〇	家畜輸送のみの作業を専門に行う場合
	豪雪地帯等輸送専門ヘルパー	〇, 〇〇〇	豪雪地帯等で家畜輸送のみの作業を専門に行う場合
	長距離輸送専門ヘルパー	〇, 〇〇〇	輸送 (100km 超) のみの作業を専門に行う場合
	家畜市場内引廻しヘルパー	〇, 〇〇〇	一連の家畜市場内引廻し作業を行う場合
		〇, 〇〇〇	セリ上場を中心とした作業を行う場合
	削蹄ヘルパー	〇, 〇〇〇	削蹄牛 1 頭あたり
	削蹄補助ヘルパー	〇, 〇〇〇	枡場を持参して作業を行う場合
		〇, 〇〇〇	出役先の枡場を使用して作業を行う場合
	除角ヘルパー	〇, 〇〇〇	除角牛 1 頭あたり
	除角補助ヘルパー	〇, 〇〇〇	除角牛 1 頭あたり
	分娩管理ヘルパー	〇, 〇〇〇	分娩牛 1 頭あたり
放牧管理ヘルパー		放牧管理に係る入退牧及び放牧場における飼養管理等については、上記の飼養管理ヘルパー及び家畜輸送ヘルパー基本料金に準ずる	

(肉用牛ヘルパー利用料金の設定に当たっての留意事項)

- (1) 利用者から組合への利用料金の額と組合からヘルパー要員への支払額は同額とする。
- (2) 個別ヘルパー組合での現行の肉用牛ヘルパー要員に支払う利用料単価が、「肉用牛ヘルパー基本料金」の単価以下の場合にあっては、現行の当該組合での利用料単価を採用・設定すること。
- (3) 家畜輸送ヘルパーで豪雪地帯等及び長距離輸送に係る利用料金の設定を行う場合にあっては、所要の手続を経て設定すること。
- (4) 作業区分ごとの利用料金及び頭数規模別の加算料金の単価設定については、「肉用牛ヘルパー事業解説書」に基づくものとする。

(4) 肉用牛ヘルパー利用申込書(例)

整理番号 ○○番

別添③(規約第15条の(1)関係)

肉用牛ヘルパー利用申込書(例)

年 月 日

○○○○肉用牛ヘルパー利用組合
組合長殿

私は、下記のとおり肉用牛ヘルパーの利用を申し込みます。利用に当たっては、○○○○肉用牛ヘルパー利用組合規約を遵守致します。

利用申込者

住 所

氏 名

電 話

記

利用月日 (時間)	区分	利用 料金	員数	金額 (消費税○)*	備考	出役調整 要員氏名
	傷病時等ヘルパー・高齢者ヘルパー	飼養管理ヘルパー			飼養頭数規模等	
		飼料生産ヘルパー			農地場所、作業面積等	
		家畜輸送ヘルパー			輸送対象牛の個体識別番号	
		家畜輸送専門ヘルパー			輸送対象牛の個体識別番号	
		市場引廻しヘルパー			輸送対象牛の個体識別番号	
		削蹄ヘルパー			対象牛の個体識別番号	
		削蹄補助ヘルパー			対象牛の個体識別番号	
		除角ヘルパー			対象牛の個体識別番号	
		除角補助ヘルパー			対象牛の個体識別番号	
		分娩管理ヘルパー			管理対象牛の個体識別番号	
	放牧管理ヘルパー					
合計		-	-			
利用の理由		【傷病時等ヘルパー/高齢者ヘルパー】 ※いずれかに○を付けた上、傷病時等ヘルパーの利用においては必ず理由を記載してください。				

【利用申込書様式作成に当たっての留意事項】

- (1) 利用料金は、人(頭)・日を単位とする利用料金に統一すること。
- (2) *印：利用料金の消費税の扱い(税込、税別の区別)を明記すること。

(5) 肉用牛ヘルパー実施報告書(例)

整理番号 ○○番

別添④－1(規約第15条の(3)関係)

肉用牛ヘルパー実施報告書(例)

年 月 日

○○○○肉用牛ヘルパー利用組合

組合長殿

肉用牛ヘルパー要員

住 所

氏 名

下記のとおり肉用牛ヘルパー業務を実施したことを報告するとともに、下記の料金を利用者あてに請求しますので、その処理をお願いいたします。

記

1 肉用牛ヘルパー業務内容及び料金

(単位:円)

実施月日	業務時間		作業区分	利用 料金	員数	金額 (消費税○)*	備考 対象牛の 個体識別番号等
	開始	終了					
月 日	時 分	時 分					
月 日	時 分	時 分					
月 日	時 分	時 分					
合 計							

(注)備考欄には、ア 飼養管理等の場合は、飼養頭数規模を、イ 飼料生産の場合は、対象農地名等を、ウ 家畜輸送・削蹄・除角等の場合は、対象牛の個体識別番号を、それぞれ記載又は別紙に添付する。

2 肉用牛ヘルパー業務終了の確認

上記の肉用牛ヘルパー業務を実施したことを確認しました。

年 月 日

ヘルパー利用者

住 所:

氏 名:

3 料金の請求 合計金額 円を請求します。

【利用料金支払い等に当たっての留意事項】

(1) ヘルパー利用者が利用料金の支払いを行う場合は、現金での支払いは行わず、必ず肉用牛ヘルパー利用組合が指定した銀行等の口座に振り込むこと。

(2) 上記2の利用者が行う「肉用牛ヘルパー業務終了の確認」の署名は自筆であること。

(3) *印:利用料金については、消費税の扱い(税込、税別の区別)を明記すること。

別添④－２（規約第 15 条の（３）関係）

肉用牛ヘルパー実施報告書（例）

年 月 日

○○○○肉用牛ヘルパー利用組合

組合長殿

肉用牛ヘルパー要員

住 所
氏 名

下記のとおり肉用牛ヘルパー業務を実施したことを報告するとともに、下記の料金を利用者あてに請求しますので、その処理をお願いいたします。

記

1 肉用牛ヘルパー業務内容、料金及び業務終了の確認

(単位：円)

実施月日 (時間)	作業区分	利用 料金	員数	金額 (消費税○)*	肉用牛ヘルパー業務 終了の確認		備考
					ヘルパー 利用者氏名	住所	
月 日 (時 分～ 時 分)							
月 日 (時 分～ 時 分)							
月 日 (時 分～ 時 分)							
合 計							

(注) 備考欄には、ア 飼養管理等の場合は飼養頭数規模を、イ 飼料生産の場合は、対象農地名等を、ウ 家畜輸送・削蹄・除角等の場合は、対象牛の個体識別番号をそれぞれ記載又は別紙に添付する。

2 料金の請求 合計金額 _____ 円を請求します。

【利用料金支払い等に当たっての留意事項】

- (1) ヘルパー利用者が利用料金の支払いを行う場合は、現金での支払いは行わず、必ず肉用牛ヘルパー利用組合が指定した銀行等の口座に振り込むこと。
- (2) 上記 1 の利用者が行う「肉用牛ヘルパー業務終了の確認」の署名は自筆であること。
- (3) *印：利用料金については、消費税の扱い（税込、税別の区別）を明記すること。

(6) 肉用牛ヘルパー利用組合の総会と議案書（例）

第〇回〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合通常総会

開催日時：〇年〇月〇日〇時

場 所：〇〇〇〇農協会議室

次 第

- 1 開会
- 2 開会挨拶
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人並びに書記の選任
- 5 議事
 - 第1号議案
〇年度事業報告及び収支決算の承認について
 - 第2号議案
〇年度事業計画及び収支予算の承認について（案）
 - 第3号議案
〇年度会費及び肉用牛ヘルパー利用料金並びに肉用牛ヘルパー要員の賃金について
 - 第4号議案 その他
- 6 議長退席
- 7 閉会挨拶
- 8 閉会

第1号議案 ○年度事業報告及び収支決算書の承認について

事業報告

[illegible]

年月日	事業内容	場所

收支決算書

収入金額 円

支出金額 円

差引金額 円

収入の部

科目	予算額	決算額	摘要
前年度からの繰越金			
会費			
利用料金			
補助金			
その他			
合計			

支出の部

科目	予算額	決算額	摘要
会費			
利用料金			
補助金			
その他			
次年度への繰越金			
合計			

監事の意見書

〇〇年度事業報告並びに収支決算書について監査した結果、適正であると認めます。

年 月 日

〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合

監事

〇〇〇〇印

第2号議案

〇〇年度事業計画及び収支予算書の承認について

1 事業計画

経費区分	事業の内容	積算基礎	うち補助金	備 考

2 収支予算書

収入金額 円

支出金額 円

差引金額 円

収入の部

科目	予算額	決算額	摘要
前年度からの繰越金			
会費			
利用料金			
補助金			
その他			
合計			

支出の部

科目	予算額	決算額	摘要
合計			

第3号議案

〇〇年度会費及び肉用牛ヘルパー利用料金並びに肉用牛ヘルパー要員への支払いに要する料金について

(7) リース機械器具等の管理規程（例）

リース機械器具等の管理規程（例）

肉用牛ヘルパー利用組合は、補助事業等により取得した機械・器具（リース）については、善良な管理を行うものとし、その管理に当たっては、次のような管理規程を設ける必要がある。

(1) 「リース機械等」は、〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合の管理下におく。

(2) 「リース機械等」預り証の提出

〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合がリース等により取得した機械器具等を肉用牛ヘルパー要員に貸与する場合には、「リース機械器具等預り証」（別紙様式1）を、当組合に提出するものとする。

(3) 管理責任者の任命

〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合はリース機械等の管理のために下記のとおり管理責任者を定める。

管理責任者：〇〇〇〇

(4) リース機械等管理台帳の整備

〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合はリース機械器具等管理台帳（別紙様式2）を備え、管理責任者はこれを管理し、機械器具等の使用、管理状況を常に把握することとする。

(5) 事故発生時の処置

肉用牛ヘルパー要員は、リース機械器具等の使用に関しては、善良な注意義務をもって使用することとするが、リース等機械に事故が発生した場合は速やかにその旨を管理責任者に報告しなければならない。

別紙様式1（管理規程（2）関係）

「リース機械等」預り証

年 月 日

〇〇〇〇肉用牛ヘルパー利用組合
組合長殿

肉用牛ヘルパー要員
氏 名：
住 所：
電 話：

記

機械器具の名称	数 量	貸与開始 年月日	貸与終了 年月日	備 考

別紙様式2（管理規程（4）関係）

機械・器具等管理台帳

管理責任者

機械器具の名称	取得年月日	取得価格	保管場所

10. 豪雪地帯及び特別豪雪地帯一覧 (令和7年4月1日現在)

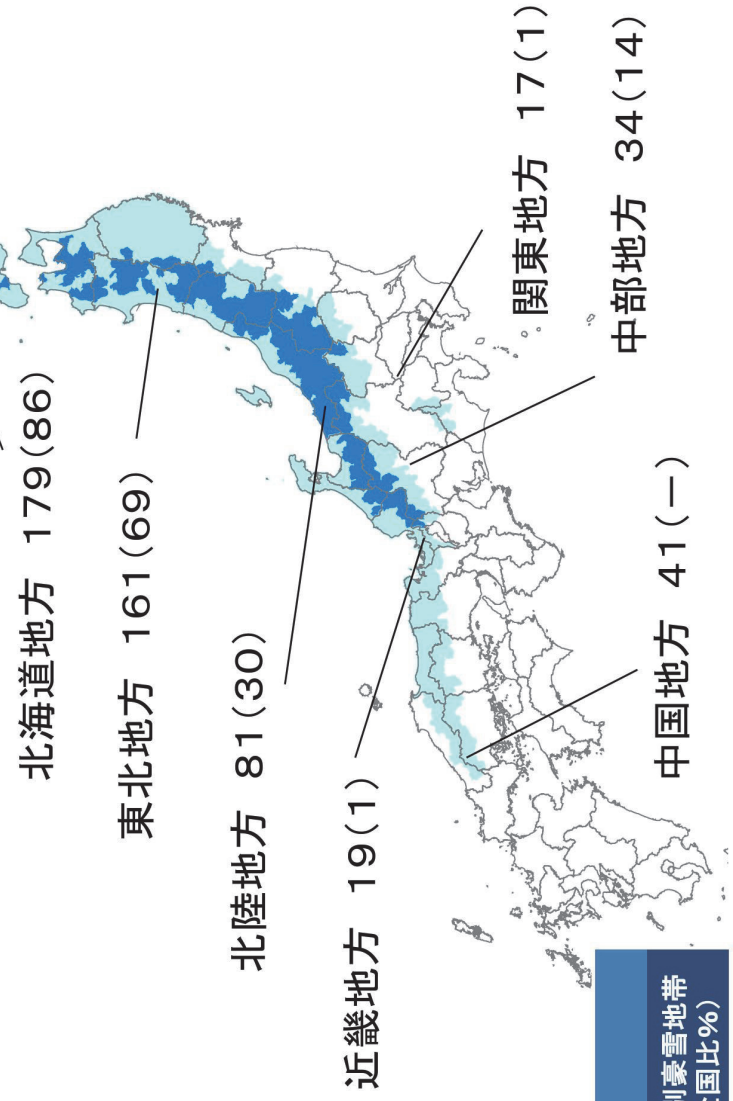
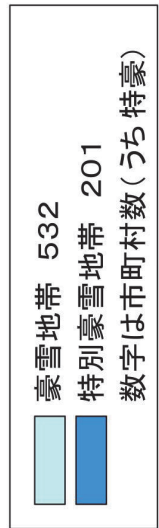
※最新の一覧については、国土交通省 HP をご確認ください。

豪雪地帯・特別豪雪地帯の指定(令和7年4月1日現在)



国土交通省

<u>北海道</u> ※	<u>山梨県</u>
<u>青森県</u> ※	<u>長野県</u>
<u>岩手県</u> ※	<u>岐阜県</u>
<u>宮城県</u>	<u>静岡県</u>
<u>秋田県</u> ※	<u>滋賀県</u>
<u>山形県</u> ※	<u>京都府</u>
<u>福島県</u>	<u>兵庫県</u>
<u>栃木県</u>	<u>鳥取県</u> ※
<u>群馬県</u>	<u>島根県</u>
<u>新潟県</u> ※	<u>岡山県</u>
<u>富山県</u> ※	<u>広島県</u>
<u>石川県</u> ※	※全域豪雪地帯(10道県)
<u>福井県</u> ※	下線は特豪あり(15道県)



区分	全国	豪雪地帯 〔特別豪雪地帯を含む〕 (対全国比%)	うち特別豪雪地帯 (対全国比%)
市町村数	1,719	532 (30.9)	201 (11.7)
面積(km ²)	377,975	191,990 (50.8)	74,899 (19.8)
人口(千人)	126,146	18,248 (14.5)	2,793 (2.2)

(備考) 1 市町村数は令和7年4月1日現在。全国の市町村数のうち、東京23区は1市としてカウント。
 2 面積は国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」(令和元年10月1日時点)による。
 3 人口は令和2年国勢調査(令和2年10月1日)による。
 (指定区域外の人口が大きい※)一部指定豪雪地帯である仙台市、郡山市、静岡市、大津市は豪雪地帯に含めていない。

出典：国土交通省 HP 「豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定について (概要)」

豪雪地帯道府県別市町村数

地方名	道府県名	全市町村数	豪雪地帯				うち特別豪雪地帯			
			計	市	町	村	計	市	町	村
北海道地方	北海道 ※	179	179	35	129	15	86	15	61	10
東北地方 豪雪 161 特豪 69	青森県 ※	40	40	10	22	8	13	6	5	2
	岩手県 ※	33	33	14	15	4	2	1	1	0
	宮城県	35	8	4	4	0	1	1	0	0
	秋田県 ※	25	25	13	9	3	13	8	3	2
	山形県 ※	35	35	13	19	3	26	9	14	3
	福島県	59	20	4	11	5	14	1	10	3
関東地方 豪雪 17 特豪 1	栃木県	25	3	2	1	0	0	0	0	0
	群馬県	35	14	3	6	5	1	0	0	1
北陸地方 豪雪 81 特豪 30	新潟県 ※	30	30	20	6	4	18	14	3	1
	富山県 ※	15	15	10	4	1	6	4	2	0
	石川県 ※	19	19	11	8	0	2	2	0	0
	福井県 ※	17	17	9	8	0	4	2	2	0
中部地方 豪雪 34 特豪 14	山梨県	27	2	1	1	0	0	0	0	0
	長野県	77	20	9	3	8	10	2	2	6
	岐阜県	42	10	7	2	1	4	2	1	1
	静岡県	35	2	2	0	0	0	0	0	0
近畿地方 豪雪 19 特豪 1	滋賀県	19	4	4	0	0	1	1	0	0
	京都府	26	8	6	2	0	0	0	0	0
	兵庫県	41	7	5	2	0	0	0	0	0
中国地方 豪雪 41 特豪 —	鳥取県 ※	19	19	4	14	1	0	0	0	0
	島根県	19	8	4	4	0	0	0	0	0
	岡山県	27	8	4	2	2	0	0	0	0
	広島県	23	6	4	2	0	0	0	0	0
計	24道府県	902	532	198	274	60	201	68	104	29

注) ※は、全域豪雪地帯である(全10道県)

出典：国土交通省 HP「豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定地域（詳細）」から一部抜粋
 ※ 豪雪地帯（特別豪雪地帯）指定地域の具体的な市町村名等は国土交通省 HP をご確認ください。



編集協力・監修

農林水産省 畜産局企画課

肉用牛経営安定対策補完事業

肉用牛ヘルパー事業解説書

改訂 令和7年10月

一般社団法人 全国肉用牛振興基金協会

〒113-0033

東京都文京区本郷1-34-3 後楽園 SAJ ビル6階

TEL 03-5801-0773

FAX 03-5801-0774